

衆議院 第百五十五回国会

特殊法人等改革に関する特別委員会議録 第八号

平成十四年十一月十八日(月曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 保利 耕輔君

理事 伊吹 文明君 理事 熊代 昭彦君

理事 虎島 和夫君 理事 山本 幸三君

理事 伊藤 忠治君 理事 金子 善次郎君

理事 山名 靖英君 理事 東 祥三君

理事 伊藤 信太郎君 理事 石田 真敏君

岩倉 博文君 奥谷 通君

小西 理君 近藤 基彦君

谷畑 孝君 西川 京子君

萩野 浩基君 菱田 嘉明君

福井 照君 増原 義剛君

松野 博一君 三ッ林 隆志君

水野 賢一君 宮澤 洋一君

山本 明彦君 吉田 幸弘君

吉野 正芳君 渡辺 博道君

家西 悟君 石毛 鏌子君

岩國 哲人君 佐藤 謙一郎君

鮫島 宗明君 首藤 信彦君

田中 慶秋君 永田 寿康君

山井 和則君 山元 勉君

榊屋 敬悟君 丸谷 佳織君

都築 譲君 大森 猛君

春名 真章君 藤木 洋子君

菅野 哲雄君 中川 智子君

日森 文尋君 井上 喜一君

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

小泉純一郎君
片山虎之助君
川口 順子君
塩川正十郎君
遠山 敦子君
坂口 力君

農林水産大臣
大島 理森君

経済産業大臣
平沼 赳夫君

国土交通大臣
扇 千景君

国務大臣
(沖縄及び北方対策担当大臣)
細田 博之君

国務大臣
(経済財政政策担当大臣)
竹中 平蔵君

内閣府副大臣
石原 伸晃君

外務副大臣
米田 建三君

財務副大臣
茂木 敏充君

厚生労働副大臣
小林 興起君

農林水産副大臣
鴨下 一郎君

特殊法人等改革推進本部
事務局局長
堀江 正弘君

兼内閣官房行政改革推進
事務局局長
熊谷 敏君

特殊法人等改革推進本部
事務局次長
佐藤 壮一郎君

政府参考人
(人事官)
鈴木 孝之君

政府参考人
(公正取引委員会事務局
審査局長)
鈴木 孝之君

政府参考人
(外務省大臣官房文化交流
部長)
糠澤 和夫君

政府参考人
(外務省経済協力局長)
古田 肇君

政府参考人
(厚生労働省医薬局長)
小島比登志君

政府参考人
(国土交通省総合政策局長)
三沢 真君

政府参考人
(国土交通省土地・水資源
局水資源部長)
小林 正典君

政府参考人
(国土交通省河川局長)
鈴木藤一郎君

衆議院調査局特殊法人等改
革に関する特別調査室長
遠山 政久君

委員の異動
十一月十八日

金子 恭之君

河野 太郎君

谷本 龍哉君

西川 京子君

萩野 浩基君

松野 博一君

永田 寿康君

山井 和則君

瀬古由起子君

日森 文尋君

奥谷 通君

近藤 基彦君

谷畑 孝君

水野 賢一君

吉野 正芳君

渡辺 博道君

家西 悟君

石毛 鏌子君

大森 猛君

中川 智子君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

三ッ林 隆志君
藤木 洋子君
山本 明彦君
同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
独立行政法人国民生活センター法案(内閣提出
第一号)
独立行政法人北方領土問題対策協会法案(内閣
提出第二号)
平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を
改正する法律案(内閣提出第三号)
独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第四号)
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五号)
独立行政法人国際協力機構法案(内閣提出第一
六号)
独立行政法人国際交流基金法案(内閣提出第一
七号)
電子情報処理組織による税関手続の特例等に関
する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第
一八号)
独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案(内
閣提出第一九号)
放送大学学園法案(内閣提出第二〇号)
日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正
する法律案(内閣提出第二一号)
独立行政法人日本スポーツ振興センター法案
(内閣提出第二二号)
独立行政法人日本芸術文化振興会法案(内閣提
出第二三号)
独立行政法人科学技術振興機構法案(内閣提出
第二四号)
独立行政法人日本学術振興会法案(内閣提出第
二五号)
独立行政法人理化学研究所法案(内閣提出第二
六号)
独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案(内閣

提出第二十七号) 独立行政法人労働者健康福祉機構法案(内閣提出第二十八号) 独立行政法人福祉医療機構法案(内閣提出第二十九号) 独立行政法人労働政策研究・研修機構法案(内閣提出第三〇号) 独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園法案(内閣提出第三二号) 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三号) 独立行政法人雇用・能力開発機構法案(内閣提出第三三三号) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案(内閣提出第三四号) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案(内閣提出第三五号) 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号) 独立行政法人農畜産業振興機構法案(内閣提出第三七号) 独立行政法人農業者年金基金法案(内閣提出第三八号) 独立行政法人農林漁業信用基金法案(内閣提出第三九号) 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号) 独立行政法人緑資源機構法案(内閣提出第四一號) 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号) 独立行政法人日本貿易振興機構法案(内閣提出第四三号) 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案(内閣提出第四五号) 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案(内閣提出第四六号)

独立行政法人中小企業基盤整備機構法案(内閣提出第四七号) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案(内閣提出第四八号) 独立行政法人国際観光振興機構法案(内閣提出第四九号) 独立行政法人水資源機構法案(内閣提出第五〇号) 日本下水道事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号) 日本勤労者住宅協会の法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号) 東京地下鉄株式会社法案(内閣提出第五三号) 独立行政法人自動車事故対策機構法案(内閣提出第五四号) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

○保利委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、独立行政法人国民生活センター法案等特殊法人等改革関連四十六法律案の各案を一括して議題といたします。
この際、お諮りいたします。
各案審査のため、本日、政府参考人として特殊法人等改革推進本部事務局長兼内閣官房行政改革推進事務局次長堀江正弘君、特殊法人等改革推進本部事務局次長熊谷敏君、人事院人事官佐藤壯郎君、公正取引委員会事務局審査局長鈴木孝之君、外務省大臣官房文化交流部長榎澤和夫君、外務省経済協力局長古田肇君、厚生労働省医政局長小島比登志君、国土交通省総合政策局長三沢真典君、国土交通省土地・水資源局水資源部長小林正典君、国土交通省河川局長鈴木藤一郎君の出席を求め、説明を聴取したと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○保利委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。金子善次郎君。
○金子(善)委員 民主党の金子善次郎でございます。

このたびの一連の委員会審議の中で、既にスタートをしております独法、それも含めまして多くの問題点が指摘されたことは御承知のとおりであります。

幾つかの点についてまずちょっと申し上げてみたいと思っておりますが、各省庁の外郭や研究機関など、本省から分離されたものにつきまして、いわばレッテルを変えたと申しますか、看板のかけかえという点、新たな特殊法人づくりではないかという点、あるいは、資本金が百億円に満たない独法については、いわゆる専門家の会計監査が必要ないという点で、すべてとは言いませんけれども、現在の特殊法人のようにつつま合わせの決算報告書で、言ってみれば、赤字を出そうが借金漬けになろうがだれも責任をとらないというような無責任体制に陥る危険性があるという点も指摘をされたところであります。

また、各独法につきましては、三年から五年の中期業務計画を立てまして、それに従って予算を確保して仕事をし、主務官庁の業績評価委員会のチェックを受けるというようなことになっておりますけれども、仮に評価委員会の構成メンバーが、よくないと申しますか、業績が悪いというような評価を判断した場合につきましては、その責任というものがどうなるのか、これもはっきりしていない面があるわけでありまして、

また、そもそも独法にはなじまないのではないかと、そういうものも数多くあったわけでありまして、要は、もともと利益を出していくというような構造ではなくて、国の予算をもらってそれで運営をしていくというようなことでは、なかなかコスト意識というものが出てこないのではないかと、そもそも独立行政法人というのになじむのかどうかということが懸念されるという点もございました。

それからスリム化、これが一つの目的であったわけですが、むしろ足し算と申しますか、統合によりまして巨大組織を生み出しているという点もあつたわけでありまして、

また、独立行政法人の理事長ポストの任命権は専ら主務大臣が握っているわけですが、さらに言えば、実質的には、常勤理事のポストを含めまして、従来の特殊法人と同じように官僚の天下りが頻繁に行われるおそれがあるというようなことも大いに議論、審議されたところでございます。

これらの点につきましても、後ほど時間があればもう少し突っ込んだ審議をお願いしたいと思っておりますけれども、まず、今国会では、四十九の特殊・認可法人を独法などに改編する四十六の法案が提出されている。四十九の法人の内訳を見ますと、四十二法人が三十八の独立行政法人に、六つの法人が学校法人や共済組合などに、さらに、帝都高速度交通営団が特殊会社の東京地下鉄となる、こういうようなことになっております。

そこで、ほとんど事業の廃止というふうなものは行われていない、本来、この独立行政法人制度というものは、垂直的な減量を行うということが制度そのものの基本的な考え方というふうに思いますが、それが多くの場合、無視されているのではないだろうかというふうに思うわけでありまして、

そこで、幾つかの例があるわけでございますけれども、今回、法案として提出されております一つの例をちょっと申し上げてみたいと思っておりますが、これは財務省所管でございますが、万博記念協会、これは、もともと六十五人しか職員がいなかったのに十人の役員がいたというようなケースでございます。今回の独法化によりまして役員の数

を五人に減らしたとは言っているわけですが、そもそも存続の必要性がどうかというような気がしたわけでございます。

私も、今回、当委員会の民主党の理事を務めさせていただきましたので、各省庁から一通りの説明は、ヒアリングという形で受けさせていただいておられます。そうした感想、あるいはこれまでの当委員会の審議の状況からの私の印象から考えまして、どうも改革としては不十分ではないだろうかというふうに思うわけでございますが、この点、行革大臣、石原大臣、いかがお考えですか。

うものを実りあるものにしていくために、政府の方でもフォローアップを十分にさせていただき、改革はこれにて終わるということのないように取り組ませていただきたいと思います。

○金子(善)委員 制度が変わるという場合に、そこで働く人々、職員、この方々への影響というものは当然大きなものになるということは、我々が想像する以上に、現場において、いろいろなことが話題になり、いろいろな不安が出たり、そういう面があるということを我々は強く意識をしておかなきゃならない点があることは言うまでもないことだというふうに思っております。

特殊法人がそのまま独法になるというようになるとになりますと、事業が廃止されまして、一たん解職して再雇用の形にするとか、その場合に、悪く考えますと人員整理が行われるのではないかと、あるいは、業務が分離されまして、別の法人あるいは国に移るといった場合でございますが、こういう事業が縮小されるわけでございますが、こういうケースの場合に、そういう現場で働いている職員の方々が意欲を持って新たな場所で働いていく、そうした環境を整えることも極めて重要な点だと私は思います。組織は人なりとよく言いますけれども、単なる制度だけを、仕組みを変えるということではなくて、やはりそこで働く人、人間の面に視点を注いでいくことも極めて重要な点ではないかというふうに思います。

しかしながら、本委員会の議論の中でいろいろな意見が出てきたということも事実でございます。公共性という美名の陰で現場が実は組織の維持拡大をねらっているのではないか、今の委員の御指摘もそういうことを示唆されているのではないかと私は考えておりますし、あるいは業務の肥大化を意図しているのではないかと、そして、これも一番議論のあったところでございますけれども、評価委員会、評価委員会による評価では実はチェックが本当にできるのか、その委員の人は選ばれているのか、あるいは大きな批判になっております、今委員も御指摘された天下りの問題が払拭されているのか、さまざまな御指摘をちょうだいいたしました。

そこで、お伺いするわけでございますが、実は、個別法では、権利義務につきましましては一括継承するというようなことに大部分の個別法はなっております。もともと基本法におきまして附帯決議もございましたが、いわゆる雇用労働条件の継承、あるいは関係職員団体も引き続き労働組合として機能させると申しますか、できるという申すか、そういうことをすべてのものに明示することが大切だというふうに思います。

でございますけれども、これにはその規定がございせん。また一方、この個別法の一般的な権利義務の継承という表現だけではなくて、ただいま申し上げました雇用労働条件の継承あるいは職員団体を労働組合として機能させるというようなことをあえて明記しているのが、宇宙航空研究開発機構、労働政策研究・研修機構、医薬品医療機器総合機構、これらにつきましては、そのことが明示をされているわけでございます。

これは、特に差異があるわけでございますけれども、どうしてこういう差異があるのか、行革大臣からお伺いしたいと思います。

○石原国務大臣 ただいま、前段、まず委員が御指摘されました雇用の問題というものは、これからの大きな改革の中で、そこで働く方々の御理解を得、また、そこで働く方々がやる気を持つて働いていただく上で大変重要なポイントであると政府としても認識をしております。

また、委員会は違いますが、昨年、特殊法人改革基本法の審議の中で、衆議院、参議院の内閣委員会、「職員との良好な労働関係に配慮するとともに、関係職員団体の理解を求めつつ、その雇用の安定に配慮すること。」という決議をいただき、政府としても配慮をし、整理合理化計画の中に同文の文言を入れさせていただいたところでもございます。

後段の、委員が御指摘されました、法人名は重複いたしますので省略させていただきますが、一言で申しますと、国の行政機関が、すなわち公務員型の組織が非公務員型の新独立行政法人に移行する場合のみ、委員が御指摘をされた承継規定というものを置いたところでございます。

その場合には、その特殊法人等々が解散した際に、その権利及び義務は新たに設立される独立行政法人が承継することが規定されております。この契約もこの一切の権利及び義務に含まれるため、その他の法人については民間企業に準じまして特定の規定を置いていない、前に申しました、公務員型から非公務員型の場合についてのみ規定

を入らせていただいたということでございます。

○金子(善)委員 その法律の書き方の問題、いろいろな法体系の整合性の問題等々あるかもしれないが、あえてそういうことについて必ずしも書けない話ではないと私は思います。

そういうことで、いずれにいたしましても、これらの点につきましては、あくまでも雇用労働条件の継承、それから職員団体を労働組合、あるいは逆のケースも出てくるかもしれないけれども、それらについてもほかの独法の場合と同じような考え方で臨まれるということ、一言、イエスかノーかということ、確認のために御答弁をお願いしたいと思います。

○石原国務大臣 その点につきましては、先ほど申した述べさせていただきましたように、すなわち、国民の組織変更の場合には一切の権利及び義務ということにこの雇用関係が含まれるということはもう委員御承知のとおりだと思いますが、それ以外の、要するに公務員型から非公務員型の場合にこういう承継規定というものをいれさせていただきますが、良好な雇用関係を確保するという観点におきましては、そのとおりでございます。

○金子(善)委員 それと、行革大臣にお伺いしたいと思いますが、あくまでも独立行政法人というものは、いわゆる公のもの、民間のもの、こう考えた場合に、より民間に近いことを求めていくんだということ、これはよろしいわけですかね。

○石原国務大臣 説明が長くなりますので、方向としてはそういうことでございます。

○金子(善)委員 そうした場合でございますけれども、実は、これは厚生労働省が五年ごとに実施をいたしております労使関係総合調査というものがございまして、それによりまして、調査対象の企業数の半分、それから労働組合が設置されているところではその八五%というふうなことで、大部分のところで行われている労使協議制という仕組みが機能している。労使協議制があるところで

は、八割が有効に機能しているというような調査の結果が出ています。

これからの方向として、私はやはり、民間により近い組織ということであれば、労使協議制、要は使用者サイドと働く人々の労働者サイドとの話し合いというようなもの、これは今後導入していく方向で対応していくべきではないかというふうな考えるところでございますが、この場合大臣が導入するとか導入しないとか直ちには答弁できないかもしれませんけれども、方向性として民間企業に近づけていくんですよということであれば、民間企業の、ただいま申し上げましたように、労働組合のあるところでは八五％が労使協議制というものが導入されている、しかもその八割が有効に機能されているというような、これは労働省の公的な調査でございますから、そういう結果が出ていますけれども、これについて、今御答弁できるところで結構でございますので、答弁をお願いしたいと思います。

○石原国務大臣 民間企業においてはまさに委員の御指摘のとおりでございますし、その方向性は我が党内にもさまざまな御議論がございますけれども、私は、個人的には、そういう方向を目指していかなければならない。しかし、公務員型の独立行政法人においてはまだその機は熟していないというのが現状でございますし、あわせて、公務員制度改革の中で各般にわたるその点についての御議論がこれから年度末に向かって深まってくる、そういうふうなことを考えております。

○金子(善)委員 それから、評価委員会のことについてお伺いしたいと思います。

石原大臣は、当委員会の審議におきまして、今度の独法の機能がうまくいくということで強調されましたのは、外部の評価がなされるんだというふうなことで、責任体制もそれなりに明確化してきますよ、あるいは、業務の中期計画と申しますか、そういうものの見直しというものは随時、二、三年ごとに行われるというふうなことになるので、評価委員会の評価というものが反映されて

うまくいくんだというふうなことを強調されておったように感じております。

そこで、総務大臣にお伺いしたいと思います。実際のところ、評価委員会のメンバーでございますが、これは私が全部調べたわけではございませんが、幾つかの点について調べてみますと、学者の方に非常に偏っている。それと、審議会等の委員も非常に兼任をされていらっしゃるようです。そこで、お伺いしたいんですが、例えば、総務省の評価委員会の評価委員の二十一人中十二人が審議会等の委員も兼任をなさっておられるわけでございます。こういうふうなことで、日ごろからいろいろな形でおつき合いをされている方が評価委員会の委員だということ、あるいは、学者の方というのはそれぞれの分野でそれなりの業績を上げられている方であることは言うまでもないとは思いますが、ただ、しかもおっしゃっているのは、これから民間の企業を目指していくんだというふうなことを言われていることを考えますと、どうもそこはうまく評価委員会というものが機能していくんではないか、形は整うかもしれないけれども、というふうなことで、要は、形骸化しないかというおそれが非常にあるわけでございます。

私は、一つの提案を含めて申し上げますと、労働組合そのものの、それぞれの各独法の労働組合とまでは言わないにしても、労働界の代表であるとか、あるいはユーザーというふうなものもあるわけでございますから、ユーザーの方々も、その独法の仕事によると思いますけれども、そうした外部の、本来の外部の意見というものも取り入れた形にしていくべきではないかというふうに思います。

それにつきまして、大臣、答弁をお願いします。

○片山国務大臣 今度の独立行政法人制度で、この評価委員会というのは大変大きな役割を担うことは委員御指摘のとおりですね。どうい

れでかなり専門的な仕事ですから、それに詳しい人である必要がありますね。だから、そうすると、やはりその省の審議会や何かでいろいろの学識を持つて御議論、御審議いただいている方が選ばれるというところはやむを得ないと思いますが、今委員が言われましたように、学識経験者、学者の方だけではなくて、例えば公認会計士とか会計専門家、あるいは企業経営者なんかも私どもの方には入ってもらっておりますし、大体そういう方々の割合が全体で二割ぐらいですね、全省庁の評価委員会を見ますと。

今の御提案は、ユーザーというのでしようか、あるいは労働界、こういうことでございましょうけれども、これはそれぞれの委員会の仕事の性格にもよると思いますので、それは各省でそれなりに考えて人選をしたものだと思っておりますので、我々としては、評価委員会の今後の活動を見守りたいと思っております。

○金子(善)委員 見守っていただきたいということでございますけれども、まさにいい方に見守っていただきたい、このように強く要請をしておきたいと思っております。

それと、私もまだ、この評価委員会のいわゆる事務体制と申しますか、それについて深く調べたわけではございませんけれども、一般に言われておりますことは、評価委員会を開いているいろいろそこには資料から何から当局の方で出していくのだろうと思いますが、どうも専門の事務局体制が余りにも弱いのではないかとというふうなことも指摘をされている面がございます。

本来の評価委員会、特に総務省の場合は全体を通ずる評価委員会というふうなことになるので、関係もございまして、その事務体制、評価委員会にかけるいろいろな資料を出したり、あるいは参考になるような意見というものは事務局の方から出していただく必要が十分あると思うんです。そういう体制づくりというものをもう少し考えていかなきゃならないのではないかと今思っていますけれども、総務大臣の御意見はいかがでござ

いましょうか。

○片山国務大臣 評価委員会は初めての仕組み、試みですから、試行錯誤の面があると思いますが、各省では大体、文書課、政策課、それからそういう評価の専門的な官や組織をつくっているところがありますから、それがやっております。私どもの方の総務省では、官房政策評価広報課というのがあります。これは総務省だけのものですね。全体を通じるものは行政評価局が全部でやっています。各省庁の評価委員会の横断的な調整やいろいろなことをやるのはそこでやっておりますので、これも、おまえはすぐ見守ると言われるかもしれませんが、状況をしながら、場合によっては強化してもらおうように検討いたします。

○金子(善)委員 その点、よろしくお願ひ申し上げます。

それと、もともと、通則法の制定時でございますが、「独立行政法人の長の選任においては、自立的、効率的に運営を行うという制度の趣旨を踏まえ、広く内外から適切な人材を得るよう配慮すること」という附帯決議がついているわけでございます。

今般法律になろうとしている独法については別としまして、これまで既にスタートしている独法について見ますと、理事長そして常勤理事の九七％が役人出身である。理事長で、純粋に民間出身というふうな見方ができるのは、海上技術安全研究所の一件のみだというふうな状況になっているわけでございます。

既にスタートしているのは、どちらかというと公務員型の独法でございまして、これから非公務員型がふえるということになるわけでございます。余りにも役員への、これは常勤理事も含めてでございますけれども、民間人の登用、なかなか人選とか難しいというのはこれまでの審議でもあったかと思えます。これは努めてそうした人材をやはり独法の方に入ってもらおうんだという決意を持って臨まない限りは、なかなかこれが本来

の附帯決議の趣旨に合うようになっていかんではないかというふうに思うわけでございますが、この点、総務大臣、いかがでございますか。

○片山国務大臣 これまでの独法は、国そのもの、国の仕事、国の機関を分離したんですね。だから公務員型です。そうしますと、今までの仕事をやっているものをそのまま移すわけですから、どうしてもその責任者が役員になるというが多かったと思います。

ただし、いつまでもそれでいいのかどうかというのは議論があると思いますので、これも、それこそ評価委員会が機能して、そういうものについていろいろな注文をつけていく、こういうことが必要じゃないかと思えますけれども、これからのものと今までのものはちよつとそこが違いますから、その点の御理解はぜひ賜りたいと思えます。

○金子(善)委員 これまでの当委員会における審議の中で、役員報酬の問題についても再三にわたりました。審議が行われました。やはり、これも国民の税金で賄われている、そういうことで、本来の妥当な水準というものを考えていかなきゃならないんじゃないかという趣旨での質疑が行われたとおりでございます。

そこで、この法案を提出されるに当たりまして、特殊法人等改革推進本部決定で、「主務大臣は、新独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表する」というような表現が入っております。

私は、これはやはり役員や職員の給与の水準を統一的に正確に把握することは重要だと思えますし、これを国会に報告して公表するというような仕組みがどうかということが第一点。

それから、人事院にお伺いいたしますけれども、人事院のことしの報告、十四年度人事院給与勧告時の報告の中でこれに触れまして、「法人等の職員の給与水準について、国として一体的に把握していくことが必要であると考えられる。」

と報告をしておりますけれども、この趣旨をお聞きしたいと思えます。

まず、これは総務大臣の方から最初の点についてお伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 今、金子委員御指摘のように、十月十八日に特殊法人等改革本部で言われたようなことを決めさせていただいたわけでありまして、具体的な調査の方法あるいは公表の仕方については、私どもの方で人事院その他と相談しながらガイドラインをつくらうかと思っております。各官庁にガイドラインを示して、比較の方法はこうしていただきたい、公表の方法はこうしていただきたい、こういうことを今考えております。

そこで、それについて国会に報告したらどうか、こういうことですが、公表しますから、天下周知のことになるんで、国会で取り上げて大いに御議論、御検討いただくのは結構でございますので、よろしく願います。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

人事院の報告の趣旨についての御質問でございますけれども、大きく二つあるというふうに思っております。

一つは、やはり透明性の問題でございます。現在、独法の給与の支給基準というのは公表しなければならぬということになっておりますが、なかなかこれがわかりにくいわけで、だから、具体的に独法の理事さんとか課長さんとかはどの程度の給与をもらっているかというのが非常にわかりにくい。やはりそこは国としてわかりやすい形でそれを把握して、やはり国民の皆さんの納得、御理解も得るということが必要であらうと思えます。それが第一点でございます。

それから二つ目でございますけれども、これは人事院としてより大きな関心事であるわけでございます。独法の数が非常にふえるわけでございまして、かつ、新法人は行政執行型の法人が多いということで、各官庁と独法の間の人事交流が非常に活発に行われることが予想されます。その場

合、官庁の国家公務員と独立行政法人の職員の給与の差が余り大きいと、これは人事交流に非常に大きな障害が起きるのではないかとというようなことが考えられます。

したがって、人事院としては独法の給与について意見を申し上げる立場にはございませんけれども、国としてやはり具体的に把握していただく、必要があれば国会で御議論いただくということが必要ではないかというふうに思っております。

○金子(善)委員 終わります。ありがとうございます。

○保利委員長 次に、大森猛君。

○大森委員 日本共産党の大森猛でございます。特殊法人の改革問題、その中でも、きょうは特殊法人の談合問題について質問をいたします。

日本道路公団が発注する道路保全工事の四国支社管内の入札で、ファミリー企業が談合を繰り返していたことが発覚いたしました。

公正取引委員会から、独占禁止法違反、工事の費用を高くする不当な取引制限に当たるとして四社が排除勧告を受け、二十七社が警告を受けました。

最初に、公正取引委員会にこの点をまず確認したいと思えます。

○鈴木(孝)政府参考人 お答え申し上げます。

公正取引委員会では、日本道路公団四国支社が、公募型指名競争入札の方法により発注する道路保全土木工事について、四国ロードサービス株式会社など施工業者四社が共同して、四国ロードサービス株式会社を受注予定者として同社が受注できるようにしていた行為が認められたため、独占禁止法第三条、不当な取引制限の禁止の規定に違反するものとして、今月十二日に排除措置を求める勧告を行ったところでございます。

また、四国支社以外の道路公団の発注部署が公募型指名競争入札の方法により発注する道路保全土木工事について、施工業者二十七社が共同して受注予定者を決定し受注予定者が受注できるように

にしていた疑いがある行為が認められたため、同じく今月十二日に、今後同様の行為を行わないよう警告を行ったところでございます。

○大森委員 今回の公取委の措置で大変重要だと思ふのは、特殊法人である日本道路公団にも要請がされております。

ファミリー企業などと称される一部の事業者にのみ一般への入札公告前に公募型指名競争入札に関する技術審査基準等の内部情報を伝えるなど、同入札においてこれら事業者のみを利用する差別的な行為を行っていたなど、発注者である公団が一体になって談合をしていたことが指摘されております。まさに公団ぐるみの談合事件と言わざるを得ない。

公取委も、公団に対して、入札制度の趣旨にもとる運用等を行っていたことから、今後、同様の運用及び行為を行わず、情報管理を徹底し、競争入札の機能が生かされる方策を講じるよう要請しております。

国土交通省として、今回のこの談合事件についてどのような措置をとられたのか、また、ぐるみで談合を進めていた道路公団についてはどのような指導をされたのか、されるのか、お聞きをしたいと思います。

○副国務大臣 大森議員の御質問で、いつも国土交通委員会では、道路公団の天下り状況とか、あるいは子会社、孫会社、そして役員の下りの人数、受注率等々、私は委員会ですべて公表してまいりました。

そういう意味では、今回、改めて公取からこういう結果が出ましたことで、私は本心に申しわけないと思えます。私の就任以前のことで、いながら、それで許されないということで、たまたま私が十一月の六日に、入札手続の再点検、そして総合的な再発防止ということを検討しなさいと言った後の話でございます。また重ねて十二日の公正取引委員会からの件が出てまいりましたので、私は、本心に改めて再考して具体策として確実にまとめるよう、重ねて指示をいたしまし

今回は何を指示したかといいますが、それは十四日に、所管する二十一の特殊法人、それから四つの認可法人、これらすべてを全部点検し直しなさいと。そして、その点検のし直しといいますが、もう一度数字をきちんと出してほしいと言ったのは、どれだけの自分たちの子会社、孫会社があるのか、そして、それらにどれだけの年間受注量をしているのか、また受注金額はどうなのか、天下り人数はどうなのか、そして、少なくとも、みずからどういう方策でこれを予防するか。

からの数字ですか。ちよつとお待ちください。

――事務局でわかりますか、総政局長から。

○三沢政府参考人 この中には、国土交通省からの出身者はございません。

○大森委員 ぜひ、今回の二十九社に関する国土交通省及び道路公団四公団からの天下りの状況、これは資料として当委員会に御提出をお願いしたいと思います。委員長、御検討ください。

○保利委員長 これは、お答えをしていたきたいと思います。三沢総合政策局長、資料を出せと。

○三沢政府参考人 調査する方向で検討させていただきますかと思ひます。

○鈴木(孝)政府参考人 私どもの方では、ファミ

企業といたしましては、この場合、日本道路公団の退職者を役員や従業員として受け入れており、また日本道路公団への取引依存度が高い状況にあります企業をファミリー企業と称させていただきます。

○大森委員 この点は、民営化推進委員会に一委員が提出された資料でも二十九社で、道路関係四公団、国土交通省の〇Ｂ、少なくとも八十九人天下りというので、先ほどの大臣の答えとはば一致をするわけですが、そのうち二十一人が代表権を持つ役員に就任されていると報道されています。

○大森委員 徹底的な調査と改革、ぜひ進めていただきたいと思います。

具体的に、関連して幾つかお聞きをします。

○大森委員 今回の談合を醸成するやはり大きな条件、元凶となっているのが、今のお話にありました公団退職者、つまり天下りであります。関連

する所管法人、二十一の法人について全部調べ上げるといふ大臣の御答弁、ぜひ積極的に受けとめたいと思うわけであります。

その意味で、調査等を行われることを具体的な答弁がありましたけれども、さうこ、そうしに聞きます。

されたとであります。こうしたことを含めて、
今も御答弁ありましたけれども、抜本的に、改め
て入札制度を再検討、洗い直しをしていく。

今回、公取から勧告、警告を受けた、合計で二十九社でありますけれども、公団からの退職者、天下りほどのくらないのか、もしわかれば、これはお答えいただきたい。

○扇國務大臣 公取から勧告を受けました二十九

解なりを伺えたらと思います。

トータルで子会社、関連会社は十五社でございます。

○石原国務大臣　もう大森委員が御指摘されましたように、さきの道路公団民営化推進委員会で意見書をおまとめになり、国交省を下の文部省の手ま

団を本体としたファミリー内で談合し、公共事業である公団外事業の七六％を、しかも高値で受注している。国民の税金を、まさに公金を食い物にしているというその一角が明らかになったと思うんですね。今回の調査、これからの調査については、全面的にこの点を明らかにしていただきたいと思っています。

それから、それらの天下りといいますが、代表者が二十名ですけれども、役員数、全部で二百三十六名います。その二百三十六名中、役員数で、道路公団出身者が八十五名、三六・〇％に当たります。

以上でよろしゅうございますか。(大森委員 国土交通省はどうですかと呼ぶ) 国土交通省

○扇國務大臣　これはもう既に、私は就任以來、

すべて明らかなものは公表するという姿勢を貫き続けております。そして、昨年、この四公団問題を初めて小泉総理に指示されて以来、私は委員会を立ち上げまして、そして諸井さんという方に委員長をお願いして、少なくとも、去年の暮れに総理に、すべてそのときに役員の天下りはどうかという基準を私は示しました。それは、五〇％以上道路公団からの仕事を受けているところ、そこに天下りがあるのかということもすべて公表してございますので、大森委員は、委員会で既に出した資料をすべてごらんになっております。けれども、資料を出すだけではなくて、この次善策をいかにするかというのが問題でございまして、今、石原担当大臣の諮問機関としていわれる第三者委員会というものの、民営化推進委員会でやっていたらいいと思いますけれども、私はそれ以前に既に、道路公団では四つの維持管理業務がございまして、料金の収受ですとか、あるいは交通の管理、あるいは保安、そして維持修繕、この四つだけでも少なくとも百六十三社もある、その百六十三社の中で天下りしているというのが四十六ありますということも、これはすべて委員会でご公表してございます。

ですから、細切にすればするほど役人の天下りがあえるわけですね。この間も話をしましたけれども、昔の国鉄のＪＲというのは、あのときに国鉄の役員が十八名だったんですね。ところが今、民間へＪＲが七つに分かれました。あのときに国鉄で十八名だった役員が、七つに分かれて、今ＪＲの役員というのは百二十三名いるんです。今分ければ分けるほど人数があふれるのは当たり前のごさいます。これが分ければ分けるほど、上下にしたらまた倍になる、倍々ゲームです。

ですから、そういうことも私、委員会ですべて大森議員に公表してございますけれども、我々は、そのことを含めて、入札というものがいかに公平に行われなければならないかということで、協力いただいた法案の中で、電子入札というも

のもすべて書いてございますので、電子入札をされるということによつては私は大いに公正な取引が行われるようになるということを推進していきたいと思つております。

○大森委員 全面的に公表して国民の目にさらすというのも一つの有力な規制の措置ではありますけれども、やはり後を絶たないこういう状況でありますから、ぜひきちんと法的な措置をとつていくということを重ねて要求しておきたいと思ひます。

特殊法人等の改革の目的でありますけれども、今回道路公団の談合が明らかになったわけでありますが、先般の石油公団の際にも、石油公団のもとの、直接石油公団ではありませんでしたけれども、しかし深くかかわつた談合事件、石原担当大臣にも御質問をいたしました。特殊法人が発注する工事にかかわる入札談合事件は、この五年間で見まして、九七年の首都高速道路公団、九九年の住宅・都市整備公団、日本道路公団に関しては二〇〇〇年にも発覚しております。

特殊法人の改革というなら、何よりもこういう談合を生み出す体質を徹底的に洗い直す、あるいは、温床となる下取り、こういうものを本当に禁止していく、むだや浪費のための公共事業を抜本的に見直すということが何よりも第一に求められると思ひます。今回の改革法案は、あれこれの組織のやりくりだけに終始しているんじゃないか。こうした改革の観点がきちんとあるかどうか、石原担当大臣にお聞きをします。

○石原国務大臣 ただいま大森委員が御指摘されましたような観点につきましても、特殊法人等の抱える子会社についての事務事業、その事務事業の洗い直しを行う中で、今言われたような入札をめぐる疑惑、こういうものも表になってきております。さらに、道路に限って申させていただきますと、先ほど公取の方から子会社の範囲とは何を指すのかというお話がございましたけれども、それ以外にも関係のある企業というのが多々あるのではないかとということで、民間のリサーチ会社に

お願いをいたしまして数百社に聞き取り調査を行ひまして、どのような問題があるのか、そしてそれはどのようなように是正していくのか、格段の改革を通じまして、そのような疑惑に国民の皆様方の視点が行かないような体制を一日も早くつくることを肝要だと考えております。

○大森委員 本日に事業を徹底的に「から洗い直しをして、むだな事業がその中できちんと削られていくかどうか」という点を個別に検証してみたいと思ひます。

独立行政法人水資源機構法案、この関連でお聞きをします。

今回、国土交通省所管の九本の法案のうち、とりわけ国民から強い批判が出ているのが、ダム建設の問題であります。水資源開発公団を独立行政法人水資源機構とするわけでありまして、けれども、まず、この水資源機構になって、これまでの開発公団とどこが違うのか。従前と最も違うのはもちろん業務に関してだと思ひますが、法案に沿つてお聞きをします。

法案第十二条第一項第一号で、水資源開発基本計画に基づいて、水資源の開発もしくは利用のための施設の増設、これは「水の供給量を増大させないものに限り」となつておりますが、または改築を行うとなつております。

まず、水資源の開発もしくは利用のための施設とは何でしょうか。それから、「水の供給量を増大させないものに限り」とは、具体的にどういったものを指すのか。御回答をお願いします。

○小林政府参考人 お答えいたします。

まず、「水資源の開発又は利用のための施設」とは何かというお尋ねでございます。

これに該当いたしますのは、ダム、それから河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路などがあると考えてございます。

次に、水資源機構法案第十二条の「水の供給量を増大させないものに限り」というのは何かという御質問でございます。

「水の供給量を増大させないものに限り」としてありますが、これは新規の開発事業を行わないということでありまして、「水の供給量を増大させないもの」とは、具体的には、水源施設によつて利用可能となる水資源を需要地まで導くための用水路を設ける場合、あるいは、既存ダムの機能低下に伴ひまして、現状の水の供給量を確保するため代替施設が必要となる場合等の施設の増設がこれに該当すると思ひます。

○大森委員 そうすると、「水の供給量を増大させないものに限り」というのは、事実上、利水を目的にした新たなダムの建設事業は行わない、平たく言えばそういうことですか。

○属国務大臣 着手済み以外のダム以外、新規のものは一切つくりませんと今申し上げたとおりでございます。

○大森委員 では、附則第四条「業務の特例」では、法案要綱で見ますと、機構は、当分の間、水資源開発公団法の廃止前に開始した業務等一定の要件を満たす水資源の開発、利用のための施設の増設に関する業務等を行うことができることとなつておりますが、今公団が建設事業中のダムのうち、一定の要件を満たすものはどれであり、満たさないものはあるのかどうか。それから、当分の間とこの間はいつまでなのか。期限はあるのか、建設が完了し事業開始までの期間なのか。この点、はつきり御回答をお願いします。

○小林政府参考人 附則第四条におきまして、当分の間という規定がございます。これは、現在水資源開発公団が実施している事業を指してございます。

それから、当分の間とはいつまでかという御質問でございます。これは臨時的なものでありまして、現時点におきまして特定の期限を予定しているものではございません。

○大森委員 全くの無期限に近い状況であるわけなんです、そうしますと、結局、今建設計画中のダムというのは九件なわけですが、そのうち、見直しをやつて中止をやるというのはどれだけな

んですか。

○小林政府参考人 お答えいたします。

水資源開発公団の事業の再評価によりまして、中止事業は、具体名を申し上げますと、利根川水系の平川ダムそれから栗原川ダム、この二ダムを中止いたしてあります。

○大森委員 その最初の方に答えになったものは既に何年か前に決定済みのもので、現在計画の中のものでということでは九件、そして、そのうち取りやめというのは一件だけですね。八件はやるというわけですね。ですから、総事業費約一兆二千億円と言われておりますけれども、ほとんどこれはそのまま継続をするということになるわけでありまして。

ですから、逆に言えば、この法律でもつて、この八件のダム、これは、既にそれぞれの個別のダムについては随分、関係の皆さん、関係住民の皆さんから強い批判が出ているこの八件について、この法律で最後まで保証する、そういう今回の法案になつてしまふわけではないでしょうか。この点、つまり法律でお墨つきになる、そういう法案が今回の特殊法人改革の法案になつてしまふんじゃないかと思ひますが、これはいかがですか。

○小林政府参考人 ただいまお答えいたしましたとおり、新しい水資源機構では、現在実施中の水資源開発公団の事業を当分の間引き継ぐということになります。当然、引き継いでやる上で、先ほど申しましたような厳正な再評価、これを適宜行ひまして、真に必要な事業を着実に推進していくというふうに考えてございます。

○大森委員 結局、従来の事業をほとんどそのまま継続ということになつていくわけですね。

私、石油公団の際にも石原大臣に申し上げたんですが、石油公団で一番批判を浴びていた成功払い融資制度、これについても、債務保証というような形で、形は変え、やや減額はされますけれども、本質的には、一番批判の多かった成功払い融資制度、そういうのはそのまま継続されたわけでありますけれども、今回のこの水資源機構、これ

に關しても結局事業をそのまま、逆に法律で、これは最後まで、完成するまでお墨つきを与えるような、そういうものになっていると思います。

中には、思川開発なども、これはもう約四十年前に計画したものでしょう。その後、社会情勢等々も大きく変わっている、水需要も大きく状況も変わっている、にもかかわらず、結局継続する、そういうものになっているわけでありまして、今回の法案の提出、作成に当たって、個別のそういうそれぞれの問題について検討されたのか。思川開発、この関係のダムなどについてはどういう検討をされたのでしょうか。

○鈴木(藤)政府参考人 御説明を申し上げます。まず、先ほどの質問に關連いたしますが、私も、事業を採択して事業を実施していくという過程において、一度決めたものはもう一切関係なしにどんどん進めていくということではないというところは、再三委員会等々で御説明しているところ、その点については御理解いただいていると思います。

公団事業につきましても、事業採択後、一定期間ごとに、一回再評価したらもう終わりということではなくて一定期間経過ごとに、主務省において、事業の進捗状況、事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業コストの縮減の可能性、事業の投資効果分析等々、第三者の意見を聞くなどして評価を行って、事業の継続、事業規模の見直し、事業の中止、休止等を決定してきているところでございます。

ただいまの思川開発事業に關して、具体の例で申し上げますと、思川開発事業につきましては、平成十年度に事業評価制度に基づいて再評価をまず実施しております。第三者機関であります事業評価監視委員会におきまして、事業の必要性、妥当性が検討されまして、この段階では事業の継続が妥当とされたわけでございます。

その後、大谷川から取水した水を南摩ダムに導水する大谷川分水について、地元今市市の反対が強く、早期の理解を得ることが困難であったた

め、平成十二年に、与党三党による公共事業の見直し勧告等を踏まえまして、南摩ダムについては事業を継続する一方で、大谷川分水については、評価委員会に事業を中止するというところで報告了承し、大谷川分水の中止を決定したものでございます。

大谷川分水の中止を踏まえた事業の見直しに当たりましては、各県に対し、利水参画を改めて照会したところ、栃木、茨城、埼玉及び千葉の各県から参画の意向が示されたことから、平成十四年四月に、開発水量を七・一トンから三・二トン毎秒でございますが、そういったものに減量し、総貯水容量を一億百万立米から五千百万トンに縮小する、このような事業計画を策定したところでございます。

ただいま具体の例で申し上げましたように、この事業については、早期の完成の要望が高いことを踏まえて引き続き事業を進めてまいります。ほかの事業についても適切に事業の再評価等をお願いしながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○大森委員 時間が参りましたので終わりますけれども、再評価と言いますが、若干の縮小はしながらも、総事業費一兆円を超える事業はそのまま継続、逆にそれを法律でお墨つきを与えるような、こういうやり方では本当の改革と言えないんじゃないかと思ひます。そういう点で、事業の徹底的な洗い直しを行うよう強く求めまして、私の方の質問を終わります。ありがとうございます。

○保利委員長 次に、家西委員。

○家西委員 前回に引き続きまして、私、足が悪いのので、座ったままで質問させていただくことを皆様に御了解、また委員長に御了解いただければと思ひます。

○保利委員長 どうぞ着席のまま御質問ください。

○家西委員 民主党・無所属クラブの家西悟ですけれども、前回に引き続きまして、坂口大臣及び

石原行軍担当大臣に御質問をさせていただきたいと思ひます。

新しく独立行政法人、今回の新しくなる法律において予定されている医薬品総合機構が薬の認可と安全と監視を一体化させることについて、石原大臣の方から、その際、大臣は、金融の世界も監視する側と検査をする側が一緒であります。今委員が指摘されたような誤解や間違いが生じてきた、このことを肝に銘じてこの分野でも取り組んでいかなければならないと痛感しました。医薬品の研究開発部門と認可、監視、救済の部分は切り離していかなければならないと痛感されたというふうに私は理解をしました。

この点について、坂口大臣はどのように御認識されているのでしょうか。御答弁いただければと思います。

○坂口国務大臣 前回にも御質問をいただいたところでございますが、石原大臣からも御答弁をいただきました。その石原大臣が御答弁をいただきました内容は、審査とそして安全体制と、両方の分野において、審査をするときに安全体制というのが引張られてはいけないう、そしてまたその逆もあつてはならない、そこは明確にしておくべきだ、こういう御主張であつたというふうに先日お聞かせをいただいたところでございます。

したがって、私たちも、新法人におきましては審査や安全性が甘くなつてはいけないう、そこを明確にしておかなければならないというふうに思っている次第でございます。したがって、新法人におきましては、業務ごとの組織や勘定を明確に区分すること、そして、積極的に情報公開を進めることによりまして、業務実施に当たつての公平性、中立性、透明性を確保しておくことが必要であるというふうに思っております。

そして、このような基本的な考え方に立ちまして、実際の業務の実施に当たりましては、それぞれの部署において相互に独立に業務を行っていることについてチェックを行うことのできる体制の整備を図つてまいりたいと考えているところでござ

います。

○家西委員 今そういうふうに言われますけれども、石原大臣は、あのときにこのように言われているわけですね、一緒であります、一緒でありますというふうに御答弁いただいたわけですから、このことの方が私は重要ではないかというふうに思ひます。これは、厚生大臣と行軍担当大臣の石原大臣とがお考えが一致していないんだらうというふうに思ひます。

そして、もう一つ申し上げるとするならば、今回、医薬品救済機構の総合機構法の改正で、この医薬品救済機構に、一年間で一体どれぐらいの金額が入ってくるのでしょうか。

これは質問通告していませんので、御答弁をもしできないのなら結構です。私の方から申し上げます。

今現在、年間百八十三億円、そして患者の救済に充てる予算が十三億円だと、あらあらですけれども、お聞きしてあります。そして、今回の機構法が新たになつた場合、感染症の枠もふえてくるわけですから、そうすると、私自身、この週末少しお聞きしたお話から申し上げますと、年間約三百億円の収入がこの機構には入ってくる、そして、新たな分野を加えたとしても、患者の救済は二十億円弱じゃないかと。全くおかしい話です。

そして、この機構の理事長は、せんだつて、前回も申し上げました元厚生省の医薬安全局長の方です。理事長にもう既に就任されているわけですから、メーカー側から研究開発振興云々という形で助言やいろいろするというふうになつていまして、けれども、これは一体おかしい話じゃないのかと私は思ひます。

先ほど来、国土交通省を初めとした天下りの問題が指摘されています。これこそ天下りの典型ではないでしょうか。しかも、年間三百億円余りの収入を得ているというふうな、こういった独立法人、非常に問題があるのではないのでしょうか。しかも、研究開発部門と審査、安全監視、救済部門が表裏一体となつたものというのが許さ

れていいんでしょうか。私はそう思えてなりません。

もし御答弁いただけるのなら、石原行革担当大臣、どのようにお考えでしょうか。

○石原国務大臣 公務員の天下りの問題は、今委員が御指摘されましたような、いわゆる各府省の所管する特殊法人等々への天下りの問題、さらには、関連する業界、民間企業への天下りの問題の二つが分かれて存在していると思っております。

天下り問題の根本的な正には、やはり六十まで役所で勤めていただければ天下らないで済むわけです。早期勤奨退職制度の是正というものを、総理の指示のもと、今具体化の作業を詰めております。さらに、子会社を含む特殊法人、独立行政法人等への再就職の状況は、今委員は個別の法人名を出されて言われておりましたけれども、これを公にすることによりまして、透明化というものを推進していかなければならないと思います。

さらに、御指摘のような、厚生労働大臣と機構の長の判断によって役員の人選というものがなされていくわけですけれども、やはり、私は、その個人がどの局長をされて、どんな方かということからいいという議論は間違いであって、官民との適材適所、そして委員御指摘のような天下り批判にたえ得るものを構築していくことが今回の改革の趣旨だと御理解をいただきたいと思えます。

○家西委員 これはあくまでも一般論的な話であって、医薬品救済も含めた医薬品の安全監視、承認及び研究開発とか、そういった分野が全部一体化になるという問題。

しかも、今までこういうふうにはなっていないというものを新たに構築されようという話だったら、これはまだ理解できます。しかし、承認審査やそういったものについては、今まで別の機関で、しかもある種の独立行政法人でやっているわけですよ、独立行政法人というのは適正かどうかわかりませんけれども、そういうところをやつて

いたものを無理やりひつつけていこうというやり方、この方が問題じゃないですか。

しかも、その法人がなくなるわけじゃない。国立予防研とかそういったところではちゃんとやっているわけですから、それは残すわけですから、そこでそのままにしておいたらいいじゃないのかなというふうには私は思います。そして、新たな分野をもう一度直そうというふうな話だったら、これは理解できます。しかし、わざわざ、今までやっているとこを残すんですよ。数的には何らふえも減りもしないという形で、中身だけが統合されていくことの方が問題ではないのかなというふうに思うから、御指摘させていただいたということです。

それと、役員体制についてお伺いしたいと思うんですけれども、この中に、役員の中に、私は、医療消費者と言われる人を入れてもいいんじゃないのかなというふうな思えてなりません。こういった分野について、いかがお考えなんでしょうか。坂口大臣、御答弁いただければと思います。

○坂口国務大臣 先ほども御答弁を申し上げましたとおり、内容につきまして明確にしていきたいことが大事だということに思います。それから、今までのいろいろな機関を一つにまとめたとして、三者一体にいたしました一つにしたわけでありまして、それぞれの今までの機関の中でやっておりまして、それらを一体にして、その中で一律にやる、こういうことにしたわけでありまして、そこは何か変わってはおりません。

そして、そのことに対して、これは厚生労働省といたしまして、その中心になります部分は管理監督を明確にしていこうわけでありまして、規制の問題も振興の問題も、あるいはまた審査と安全の問題も、それぞれの今までの分野で変わらなくそれはきちんとやっていくことでございまして、最終的には厚生労働大臣がそれを決定するわけでありまして、最終責任をとるようになっておりますので、そこはひとつ御理解をいただきたいと思えます。

○家西委員 それでは、もう一点。これは、私が質問した後に新聞報道されています。企業からの社員については規制をしていくという趣旨のことを、厚生省の幹部は法成立後に定める規定を設けるというふうに言われていますけれども、いかがされるのか。これは本当にそうされるのかということについてお伺いしたい。

それと、役員というものは法的には理事長、理事、そういった人たちをいうわけでしょうけれども、それ以外の、一般社会的に考えたときの部長や課長、そういった人たちはどうなるんでしょうか。その辺も御答弁をいただければありがたいと思います。

○坂口国務大臣 現職の製薬企業の役員が法人の役員になることができないことを個別法において定めた趣旨を、ここをしっかりと踏まえまして、厚生労働大臣は、製薬企業等の元役員を原則として理事長に任命しないこととする考え方であります。新法人の理事長が理事を任命する際にも、このような考え方をひとつ示していきたいというふうな思っております。製薬企業等の退職者や一時退職者が理事や理事長の対象とならないのは当然でございます。

それから、それ以下のところでございますが、それ以下の分野につきましては、新法人の理事長が中心になりますから決めることになっていくわけでございますから、私から余り具体的なことを申し上げることはできませんが、採用基準等を策定いたしました公表する必要があると考えております。こういう基準でやりますということを明確にさせていただきたいと思っております。製薬企業等と新法人との関係について疑問を持たれることのないように、役員任命や職員の採用につきましては、厚生労働省と新法人とで相談をいたしました。適切な組織体制を構築していくようにしたいと考えております。

○家西委員 時間がもう来てしまいますけれども、私は、何もこういった人たちがいけないとかいう話だけをしているわけではありません。こういうふう

うにすると、非常にさじがげんが甘くなるんじゃないか、逆に、薬害、私がこむつたような薬害の温床になるんじゃないかということを非常に危惧しています。透明性の確保という問題をぜひとも守っていただきたい。

それと同時に、三百億円もの、これはあくまでも私自身が単純に計算してそれぐらいになるんじゃないだろうかというふうな思う、今後百億円余りの金額がどうも入ってくるんだらうというふうに思います。これだけふえていながら、グリーンと言われる患者さんたちは救済もされず苦しい思いをしなから、責任も問われずやっていくということ自体の方が問題じゃないんでしょうか。患者救済を、無過失救済制度としてつくられたこの医薬品救済機構というものをぜひとも守っていただきたいし、グリーンの人たちにも対象を広げていただけるような分野にしていきたいですよ、心よりお願い申し上げます、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○保利委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 民主党の山井和則でございます。

本日は、たった二十分しかありませんので、三点についてお伺いします。一つは、不良債権処理に伴う雇用のセーフティネット、二つ目、三つ目は、雇用・能力開発機構、高齢・障害者雇用支援機構についてお伺い申し上げますので、よろしくお願いたします。

まず、坂口大臣にお伺いします。

こういう雇用に関する独立法人化の前提として、不良債権処理に伴う雇用のセーフティネットをどうするのかということ是非常重要的な問題であります。全国平均では失業率五・四％であります。私の住んでおります近畿地方ではもう七・六％、さらに不良債権処理の加速により、ある調査機関の推計では、全国平均の失業率は七％を超え、失業者も新たに百万人以上ふえるんじゃないかという予測もあります。また、少なくとも、昨日も坂口大臣が「日曜討論」で、十五兆円

の不良債権を処理すると六十万人強の離職者が発生し、このうち三十万人強が失業者になり得るという見通しを述べられました。

小泉内閣は、不良債権処理に伴う雇用のセーフティーネットには万全を期すと述べていますが、今までいたたいておられます資料では、全くけた違いに不十分であります。私自身、不良債権処理の加速には賛成であります。その前提は、雇用の万全なセーフティーネットであります。

坂口大臣、三十万人新たに失業者がふえるということですが、その具体的な雇用創出策について、坂口大臣の、まだまだ合意はもろろんできないんでしようが、お気持ち、決意をお聞かせ願えればと思います。

○坂口国務大臣 今回の不良債権処理につきましては、その全体の額がどのぐらいの額に及ぶのか、そして、それはまた何年間で終わるのかというそのスピード、そうしたことがまだ明確ではございません。そして、それが決まったというにしても、その後のいわゆる産業の再生と雇用の推進というこの二本を柱にいたしました本部がでさうがって、産業の再生というものがどこまでそこで行われるのかというこの前提によりまして、失業者の数は私は変わってくると思っております。

それらのことがもしなかったとしたら、そして十五兆円という不良債権が、一気に処理されたとしたらという前提のもとに、しかも内閣府が昨年試算をいたしましたその試算方法を用いればという、こういう前提のもとに昨日申し上げたわけでございます。そして、そうしたことも念頭に置きながら我々は雇用対策というものを考えていかなければならないというふうに思っております。

現在、当面は、まだ補正予算の問題、これは具体的にいつまでかいていかなければいけませんから、この十四年度、既にでき上がっております予算の中で、どう前倒しをし、どのようにその中で組み入れることができるかということでございます。そして、その中で、今まで基金としてやられておりま

したものを、それをどう新しい立場から使っていくかといったようなことで、新しくもしそこで失業者が出てくれば、その人達を雇い入れてくれる企業に対する支援、それから新しく企業を起こす人達に対する支援、そうしたことを中心にして市町村に既に平成十五年度、十六年度の分をお渡ししてございます二千億円、これを前倒ししてお使いをいただけるような体制をつくり上げよう。これらのことを少なくとも十二月一日か、あるいは半ばまでにはそれをはっきりさせて、そしてお示しをしたいと思います。今、今回の不良債権処理がどういう内容かということに合わせ

て、そして補正予算が組まれば、その中でセーフティーネットをぜひ構築するように我々も努力をしたい、こういうことを私は考えているわけでございます。そして、そういうことを申し上げたわけでございます。そして、そういうふうなことを思っているところでございます。

○山井委員 いろいろな交付金、奨励金、メニューはあるわけですが、十分な雇用が創出できるとは到底思えません。そこで、民間の活力を引き出しながらも、やはり早急に公的な事業による雇用創出ということも必要になってくると思えます。私自身としては、不良債権の処理を急ぎながらも、同時に早期に大型の補正予算を組むべきだと考えますが、この補正予算について、坂口大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

それと同時に、坂口大臣も今までから、雇用効果の高い補正予算ということを発言されておられます。私も同感でありまして、大型の建設型の従来の公共事業よりも、医療、介護、環境、教育というような分野の方が雇用効果が二倍ぐらい高いということも調査によってわかっております。かつ、介護や医療というのは、そこを充実すると老後の安心がもたらされて、ある意味で日本で問題になっております高齢者の貯蓄も減る、それで消費も拡大するということも言われております。そ

ういう意味ではやはり、一石二鳥ということ、医療や介護にこれから補正予算の中で重点を置いていく、そして老後の安心をもちたすことによつて消費も活性化していくようにしていく、こういう補正予算のあり方が必要ではないかと私は思います。その補正予算というもののについて、坂口大臣の御見解をお伺いします。

○坂口国務大臣 補正予算は私の願望を申し上げればぜひお願いをしたい、こう思っておりますけれども、これは財務大臣なり総理大臣がご決断になることではございます。ただ、今おっしゃいますように、これからの雇用対策としてその効率の高いところをぜひ行っていくかなければならないというのには私も同感でございます。

ただ、今お挙げになりました医療でありますとか、あるいはまた介護の問題、そこに集中してというお話ございましたが、確かにここはさらに雇用を生む可能性のあるところであるというふうな思っておりますけれども、しかし、医療そのものの、介護そのものの、ここに切り込んでいくことになりまして、これを大きくしていくということになります。医療費あるいは介護に対する費用がさらにまた膨らむということにもなってくるわけでありまして、この医療費や介護費を今後どうするかというこのことは合意の話でなければならぬというふうな思っております。

ただ、医療ですとか介護ですとか、そうした周辺に、いわゆる健康産業という形で、これからさらに大きな費用が待ち受けているであろうということも私共想像いたしております。そして、そうしたことも含めて、全体としてのいわゆる第三次産業としての場をつくり上げていくということには私も賛成でございますし、そうした努力はしなければならぬと思っております。そして、その努力はしなればならぬと思っております。そして、その努力はしなればならぬと思っております。

ばらまきの公共事業の部分を減らして、そしてトータルの負担がふえることなく医療や介護をふやして安心感を高めていくということが、私はこれから政策転換として必要であると思っております。

そこで、高齢・障害者雇用支援機構について伺いたいと思います。

この中で、これから障害者の雇用をふやしていくとだめなわけですが、新障害者プランの策定や支援費制度の導入ということで、在宅重視ということは今厚生労働省さんもおっしゃっております。

しかし、幾らかの高齢・障害者雇用支援機構の動きによって、在宅での生活をふやして、そして雇用を創出していても、福祉と雇用政策との連携というのがまだまだ不十分であると思えます。旧労働省、旧厚生省の縦割り行政があると思うんですが、これから、そういう地域での障害者の暮らし、また障害者の雇用をふやしていく面におきまして、雇用政策と障害者福祉の連携、うまくどうやっていくか、そのことについて坂口大臣の御見解をお伺いします。

○坂口国務大臣 雇用に対しまして、先ほど御指摘になりましたように、介護の分野でありますとかあるいは福祉分野におきます雇用が大きな影響を与えることは、私もそのとおりというふうに思っているわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、やり方によりましては、国民の皆さん方の御負担を大きくするということにもなりかねませんので、そこは注意をしてやらないといけないというふうに思っている次第でございます。

厚生労働省でございますから、雇用の問題として福祉の問題と両方、両輪相まって進めていかねければならぬわけでございますし、そこは十分に考慮をしていく必要があるというふうに思っております。

介護等の問題につきましては、かなりケアハウスのところも民営化をいたしましたり、あるいは

また特養につきましても、これは特区でございませけれども、民営化を試みるといったようなこともこれから念頭に入れながら、そして規制改革に努めて、そこにより多くの雇用が生まれてくるように私たちも心がけていかなければならないというふうに考えている次第でございします。

所への発注の配慮。いわゆる、たくさん雇っていただいているところに対して、さまざまな事業を行っていただくところがあるというふうな思いですが、公的な機関からそういうところにより積極的に注文をして、そしてそこがやっていけるようにやはり支援をするといったようなことも大事ではないかというふうな思っております。それらのことをあわせて積極的にやる体制を今とついでとさせていただきます。

○山井委員 今の特区での特養やケアハウスの民営化ですが、私は、質が十分担保できるのかというところで少し懸念を持っております。

○山井委員 私の知り合いの障害のある方も、今回の不況でリストラされて困っておられます。また、私の近所のグループホームの住人も四人中二人が今回リストラをされておりますので、そういう視点を忘れないでいただきたいと思ひます。

今、障害者雇用と障害者の福祉についてなんです。最初述べました不良債権処理に伴う雇用のセーフティーネットの中でぜひともお願いしたいのが、真つ先に今障害者が首を切られているという現状があります。ですから、雇用のセーフティーネットという議論をするときに、その中に障害者の雇用もセーフティーネットで守るという視点をに入れていただきたいと思ひます。ぜひとも、この不況の折に障害者のことを忘れないでいただきたいんですが、坂口大臣、雇用のセーフティーネットの中に障害者雇用というものをしっかり組み込んでいくということについて、御見解、いかがでしょうか。

このような障害者雇用を支援するのがまさに高齢・障害者雇用支援機構なわけです。独任法人化により中期目標を立てて業績評価も導入することになります。このような機構の何が目標になるのでしょうか。

○坂口国務大臣 障害者が最近雇用の場から除外されているということは、これは御指摘のとおりでございまして、平成十三年度におきましても、前年に比しまして六〇％解雇者の率がアップをしているわけでございします。

この機構は、障害者の法定雇用率が未達成の企業が払う月五万円の納付金が事業の大きな部分を占めております。つまり、障害者雇用率が上がるほど、財政は逆に厳しくなっております。実際、民間企業の平均障害者雇用率は一・四九％で法定雇用率一・八％を大きく下回り、企業の五六％がこの法定雇用率を満たしていません。皮肉にも、その結果、機構の財政は非常に豊かになってしまっております。

そうしたことも踏まえまして、今月の五日にも、経済団体に対して、私の名前で雇用の維持及び雇用の場の確保につきまして一層のお願いを申し上げたところでございします。また、全国の労働局長に対して、緊急の障害者雇用支援対策を立てるように今命じているところでございします。

そこで提案したいんですが、独任法人化を機に、この機構の評価基準や中期目標を今後作成される際に、ぜひ、障害者雇用率のアップを数値目標で入れたら、法定雇用率に達していない違反企業を減少させる数値目標を中期目標として入れるべきではないでしょうか。行革という合理化といふことが言われがちですが、財政だけではなく、その本来の目的である障害者雇用が進んだかどうかということもきつちりとチェックしていただきたいと思ひます。坂口大臣、いかがで

また特養につきましても、これは特区でございませけれども、民営化を試みるといったようなこともこれから念頭に入れながら、そして規制改革に努めて、そこにより多くの雇用が生まれてくるように私たちも心がけていかなければならないというふうに考えている次第でございします。

○山井委員 今の特区での特養やケアハウスの民営化ですが、私は、質が十分担保できるのかというところで少し懸念を持っております。

○山井委員 今の特区での特養やケアハウスの民営化ですが、私は、質が十分担保できるのかというところで少し懸念を持っております。

○山井委員 今の特区での特養やケアハウスの民営化ですが、私は、質が十分担保できるのかというところで少し懸念を持っております。

しょうか。

○坂口国務大臣 高齢・障害者雇用支援機構が財政的にピンチになるぐらいなら結構な話というふうな思っております。むしろそういうふうになることを私は期待しているわけでございしますが、残念なかな、現在はそういう状況になっておりません。

それで、今御指摘をいただきましたように、実雇用率に対する中期目標を立てる、そして実雇用率のアップというのを数値目標に掲げるべきではないかというお話でございしますが、これは非常に適切な御提言というふうな受けとめさせていただきます。そういうふうなことをこれから取り入れていきたいと思ひます。

○山井委員 ありがとうございます。ぜひとも、財政が豊かになったということを中期目標にしないではいきたいと思います。

それで、あと少しだけ時間がありますので、石原大臣にどうしても確認したいことがあり、早口になりますが、お伺いします。

先週から、天下りの大臣承認のことについて繰り返し質問してまいりました。私には、大臣承認制により天下りが民間企業に対して減るとは到底思えないのです。私の知人の公務員制度改革専門とする大学教授から、次のようなメールをいただきました。長いですが、早口で読ませていただきます。

石原大臣の大臣承認制についての答弁を聞いていて、黙っていられずメールを書いてみます。天下りが減らないのは、人事院の各省庁に対する力関係が弱いからではないでしょうか。人事院はここ数年、公務員の天下り承認をなかなか認めない方向へ規制強化しようとしていました。それで、天下りをさせない人事が回らない各省庁から不満が爆発したというのが、今回の公務員制度改革大綱が出てきたいきさつです。多くの省庁からは、大臣承認になれば、やっとうるさい人事院から解放され、ほっとしたはずなんです。ですから、石原大臣の言うように大臣承認制により天下りを減

らすなんてとんでもない、絶対に無理です。民間と公務員との間の人の動きについては、中立性や公平性という観点から、絶対に人事院のような第三者機関の介入が必要です。行政法や行政学の多くの研究者はそう考えています。こんな理不尽な改革案、日本の公務員制度の将来のために許してはいけません。この問題は公務員制度の根幹にかかわることですというメールです。

○山井委員 まさにそのような、ふえるか減るかもどうかわからない。やはり、そういうふうなことはこの国家公務員制度改革、本場に根拠を残すことになりました。今回のことをじっくり、一年、二年後覚えておいていただいで、またそのとき改めて石原大臣の責任のとり方を聞きたいと思ひます。

○石原国務大臣 将来のことについて数値で明示することは現在ではできませんが、承認基準は厳しくさせていただきます。

○山井委員 石原大臣、お答えください。減らすのかふやすのか、これは根幹にかかわる問題です。もう一回答弁してください。

○石原国務大臣 何度も申し上げますように、年度によつてやる方の人数が違いますし、早期勧奨退職制度の是正をするんですから、それを見なければ人数なんか言えるわけありません。

○山井委員 もし天下りがふえたらバッジを外すということをごで宣言してください。それぐらいの覚悟で改革をやつてほしいと思ひます。大臣。

○石原国務大臣 私が議員であるか議員でないかは、有権者の方がお決めになることです。

○山井委員 まさにそのような、ふえるか減るかもどうかわからない。やはり、そういうふうなことはこの国家公務員制度改革、本場に根拠を残すことになりました。今回のことをじっくり、一年、二年後覚えておいていただいで、またそのとき改めて石原大臣の責任のとり方を聞きたいと思ひます。

います。

ありがとうございます。

○保利委員長 次に、中川智子君。

○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智子です。

きょうは、先ほど家西議員が御質問されました医薬品機器総合機構の問題について再度質問をしたいと思ひます。

私は、議員になりました後、薬害ヤコブ病訴訟の皆さんと出会いまして、私なりに皆さんとともに闘ってまいりました。その中で、繰り返し被害者の皆さんがおっしゃったのは、自分たちはこんなにつらい悲しい目に遭ったけれども、この思いをもう二度とほかの人たちに味わわせたくない、薬害を繰り返さないために闘い続けているということをお話をしてまいりました。

私は、被告席に座られるのは厚生大臣が一番多いわけですね。サリドマイドの裁判以降、三十九年間、間断なく厚生労働大臣は被告席に座り続けてきた歴史がこの日本にあります。そして、薬害エイズのときに、この教訓を生かそうということで、旧厚生省の薬務局、そこが、薬害エイズ事件以降、審査、安全対策と研究振興を一つの組織で行うことをやめて、分離解体した組織としてこれまでやってまいりました。

ところが、今回のこの独法の中で再びこれが統合される、一つ屋根の下に研究振興、審査、安全対策、被害救済、すべてが同じ組織の中に入るということで、私はやはり、二度と薬害を繰り返さないという約束、厚生省の前にも碑があります、そこに誓ったことを、今回は、このことにより再び瓦れきのように崩れてしまう、その心配、そしてまたその心配がきつと現実になるのではないか、そのことにより再び被害で苦しむ人をこの国に生む、そしてまた国が被告席に座る、そのようなことがあつてはならない、絶対これは切り離して、しっかりと運営していくべきだという強い思いで質問をさせていただきます。

今回は制度の大転換でございますけれども、なぜこの新しい機構法の改定が出てきたのか。私どもから見ますと、非常に唐突のように思われます。この構想はいつごろからあつたのでしょうか、再び一緒にすべて一つの機構でやるということ。大臣、お答えください。

○坂口国務大臣 感染症被害救済制度は昨年からの議論をされてきたところでございます。

十三年の十二月十九日に特殊法人等整理合理化計画が閣議決定をされてから、それが加速されてまいりました。昨年からは、この感染症被害救済制度につきましては、中川議員からも何度か御質問をいただきましたし、そしてまた、みずから法案をおつくりになつたりいたしまして、御努力をいただいていることもよく存じ上げています。ところでございます。そうした中であつて、やはり政府といたしましてもこの感染症被害救済制度というものをぜひつくりあげていかなければならないということを心がけてきたところでございます。

先国会に、薬事法が改正をされましたときに、なぜその中に入らないかという御指摘をお受けしたこともございました。残念ながらその中に入ることができなかったわけでございますけれども、これは、この新しい独法をつくる過程におきまして、ここでその内容につきましては取り上げていきたいというふうに思いますが、法律といたしましては、年が明けた来年度の通常国会におきまして提案を申し上げたい、こういうふうに考えているところでございます。

今御指摘の、その中の振興の部分とそれから規制の部分が一つ屋根の下になるのではないかとこのことでございます。

確かに、今までの薬害等を踏まえまして、この規制と振興の部分を分けたことも事実でございます。すし、規制の部分は、現在の厚生労働省でいえばこれは医薬局の中にあり、そして振興部分は医政局の中にあるわけでございます。行政的な部分、その大事な中心の行政的な部分はここがこれからも担当することは当然でございますし、そして、

新しい独法の中で、そこで議論をされましたこと、研究をされましたことが上がつてまいりました場合に、最終的な判断をするのは厚生労働大臣でございます。その両行政部門におきまして十分に検討を加えた上で厚生労働大臣が判断を押しすることになっていくわけでございますので、私は、そこは明確に守っていくことが得る、そういうふうに思っている次第でございます。

○中川(智)委員 私たちが議員立法で出しましたものは、やはりこの機構の中に医薬品だけであつて医療用具が入っていない、薬害ヤコブの場合には、乾燥硬膜という医療用具として承認されたものなので、それを入れてほしい、そして、感染被害に対して、それも救済の対象にすべきだということでございます。審査部門と規制、この組織に關しましては全く言及はしておりません、分かれてしまつたりやることというものがきつちりした独立性を担保できる、国の責任を明確にできるということで、その議員立法には一切入っておりません。

そして、今大臣が昨年からの議論というふうにおつちやいましたが、この新たな独法におきまして、この組織がなぜ問題かといふと、直接命や健康に直結する部分である。ですから、ほかのものとは横並びではなく、このような大改革、本当に機構の大きな大転換に關しましては、以前から、ちゃんと審議会や検討委員会を設けたり、そして薬被連の方々から意見を聞いたりというプロセスがあつてしかるべきでしたが、そのようなものが無いといふことを申し上げているわけでは、ほかのものとは違つた、これは命と直結する部分であるからこそ一つ屋根にすること、組織の大改革に關しては慎重にすべきだ、その経過が見えないといふことを申し上げました。ほかのものと違つた慎重な形で、審議会やいろいろな薬害で被害に遭つた方たちの意見、それはきつちり聞きましたでしょうか。そのようなプロセスを経たかどうかということをお伺ひいたします。

○坂口国務大臣 この法案をつくるに当たりましては、それぞれの立場の皆さんの御意見もお伺ひをしたと聞いております。

そして、何よりも大事なことは、今御指摘になりましたように、いわゆる規制と振興が一体になつてしまつてはいけなく、規制を行うときに振興の方のことがそこに入つてきてはいけなく、あるいはまた振興を進めていくときに規制の分野のことを忘れてしまつていくなことがあつてはいけなく、そこを明確にしろという御意見なんだろうというふうに思ひますし、そこは、私たちもしっかりと明確にしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

先ほど家西議員にもお答えをしたところでございますが、組織的にもお答えはまた会計の上からいきまして、内容につきましては明確にしていきたいといふふうに思つておりますし、いずれにいたしましても、現場で行われますようしたことを、今度はそれを最終判断するのはあくまでも厚生労働省の中で行うわけでございますし、厚生労働省の中で、これまでどおり規制と振興の分野は医薬局とそして医政局とに分かれて、その中でやつていくわけでございます。ここで明確にそこを踏まえながら、そして最終判断を厚生労働大臣がするということになつていくわけでありまして、そこが何ら変わったわけではございません。

したがって、今までの経緯を踏まえ、今までの反省も踏まえて、そこはしっかりと私たちもやつていきたいといふふうに思ひますし、先ほどお答えを申しましたように、この新法人の情報公開といふことも、そこはしっかりとやつていきたいといふふうに考えております。

また、内部で、いろいろとそういう誤解を受けないような体制をどうするかといったことにつきましても、細心の注意を払つて明らかにしていきたい、こういうふうに思つております。

○中川(智)委員 大臣は、この間の答弁のときに、ライオデユラの承認審査のときは厚生労働省の担当が一人だった、人員的に本場に不足だつ

す。どのような見直しの中身なのか、お答えをお願いします。

○坂口国務大臣 先日は時間がなくて、私も急いでおりまして、一言だけ申し上げたわけですが、被害救済業務をしっかりとやっていくべきだということお聞きに対して、私は、それはそのとおりだ、そうしますということをお答えしたつもりでございます。

三百億というのはどこから出てきた数字かわかりませんが、聞いたこともございませんし、そんな大きな数字になるかどうかということも全くわかりません。しかし、この被害救済の方につきまして、これは一つの基準に基づいてやっているわけでございますから、その基準で、これは、やるべきものはそれは当然のことながらやらなければいけないわけでございますから、その救済につきましてしっかりとやっていくことは御答弁を申し上げていいのではないかとこのように思います。

ただ、全体としてそんな何百億というような大きな額が集まるかどうかということは、これはちょっと試算をしたこともございませんし、聞いたこともございませんし、私はそれは少し不可能な数字ではないかというふうに思いますけれども、その中で、この被害者救済につきましては全力を挙げてやっていきたい、そういうふうに思っております。

○中川(智)委員 大臣、この間の御答弁は、きちり見直しますとおっしゃったんですね。しっかりとやっていきますではないんですね。

今の基準ならば、門前払いが非常に多い。そして、ステイプルス・ジョンソン症候群の方々もおっしゃっておりますが、何度も書類申請をやり直させられる。そして、医療機関に行っても一度書いてもらったら、それに対して手数料が一万数千円取られてしまう。不自由な体で何度も機構を訪れて書き直されたりすること、そしてまた、これじゃ書類がちゃんとしていないということ、ほとんど請求が却下されるという状況なん

です。被害救済のためにつくられた機構が全く逆転している。

私も、その三百億というのは、概算で少し、さつと将来そうなるであろうというところですが、私が申し上げているのは、今の基準を見直すべき、もっと被害救済に力を入れるべきではないかと。それに対する大臣の見直しという発言だったと思います。

被害救済にもっと力を入れるということに對してもう一度明確なお答えと、同時に、対応する部署をつくっていただきたいんです。その職員が、やはり被害救済のウエイトがこんなに軽くなっているということは、その機構全体で被害救済よりも研究振興の方に重きを置いていますので、窓口も非常に親切な方もいれば、冷たい方もいる。そこに被害者などのメンバーを職員として採用する、そのような態度がなければ、明確に外から見ると、そして透明性が担保できるということとは図れないと思います。

大臣、こは、そのような専門の窓口をこの今度の独法の中でつくっていくべきだということを御答えいただきたいと思います。

○坂口国務大臣 被害者の皆さん方に対しましては、不十分だというようなことがないように、そこは見直していききたいというふうに思います。

ただ、どういう窓口をつくるかとか、そこは、新しい機構がまだこれからでございますから、できました中でどういうふうにございます方に対応していくかということを考えていく以外にないというふうに思います。

それから、いろいろ書類を出しても、それが大変多くの書類を出していかなければならないといったようなことであれば、そこでもう少し簡略にできないかといったようなことは考えていかなければならない、そういうふうに思います。

○中川(智)委員 簡略にするということも大事ですが、多くの苦情は、それはそういう薬を出したお医者さんが悪いんだ、医者の方の責任を問えと言われることがとても多いんですね。結局それは

裁判しかない。そうしたら、被害救済に行ったけれども、もう一度医療機関に行つて、もう裁判なんかはできないということであきらめてしまう、そのような実態が大変多いということなんです。

小島局長に伺いますけれども、申請と不採用被害、昨年度で結構ですが、どれぐらいの被害があり、そして機構に対して申請がどれぐらいあつて、救済実態はどれぐらいかということ、資料をお持ちだと思いますので、お答えください。

○小島政府参考人 平成十三年度の数字で申し上げますが、機構に対する請求件数は四百八十三件でございます。そのうち、支給件数が三百五十二件、不支給件数が六十四件というふうになっております。

○中川(智)委員 もっとその前に、ステイプルス・ジョンソン症候群の方々のお話を伺っていますと、被害救済するような機構などがあるということを知りなかつたという方がとても多いんですね。私も、その名称から被害救済というのを抜かないでほしい。それがあつても、そのような窓口があるということは知らなかつたとおっしゃっている方がとても多いんですね。

私は、先日の質問のときに、名称をもう一度考え直してくれないかということ、被害をもっと救つてほしいということを話したときに、見直しますとおっしゃったので、いろいろな方々が、まあ、名称がもとに戻ると喜ばれましたが、それではなかつたというのは大臣の表情から読み取れましたので、でも、もっと広報を徹底していただきたいと思います。副作用の被害の救済の機関があるのだということを、今後はもっと、より広く徹底していただきたい、そのことを最後に大臣にお願いして、もう一言いただきますから質問を終わります。

○坂口国務大臣 いろいろのお話をちょうだいいたしましたので、それぞれの分野、適切に対応できるように頑張ります。

○中川(智)委員 どうもありがとうございます。

○保利委員長 次に、首藤信彦君。

○首藤委員 民主党の首藤信彦です。

私は、国際協力機構法と国際交流基金に関して質問をするわけですが、時間が限られておりますので、基本的なところからまずお聞きしたいと思っております。

行革大臣にまずお聞きしたいわけですが、一体、そもそもの国際協力機構法、要するにいわゆるJICAと言われるものが、どうして今独法化しなければいけないのかということですね。例えば、今外務省改革というのが大変な問題になっておりまして、私たちも約一年これに取り組んでおりますかね。それで、もう中間報告が出た、もう最終報告が出る。もう出ると思ったら、また今度は十二月だ、しかしもうすぐ出す、こういうことを盛んに言っておるわけですね。

同じように、外務省それ自体と同時に、援助の問題、援助のあり方、特にODAのあり方が非常に問われているわけですね。どういうふうなODAを変えていくのかということが非常に問われているわけですが、その中で常に、ODAのやり方をこういうふうに変える、外務省の組織をこういうふうに変える、だからJICAをこう変えようという論議を我々一年間ずっとやっているわけですよ、今でもやっているわけですね。

一方、こういう形で急に独法化というふうになつてしまうわけですが、一体どういう目的で独法化をされようとしているのか、行革大臣、いかがでしょうか。

○石原国務大臣 ただいま首藤委員は、JICAについて、個別法人を御指定されての御質問でございますが、総論、これももう何度も言っていますので簡潔に申し述べたいと思っておりますが、特殊法人はそれなりに機能として十分に役割を果たしてきたと思っております。当然、JICAもそうだと思います。しかし、時代の要変とともに、この特殊法人という組織形態が肥大化し、責任が不明確になつてくる、その点については、ODAの援助についても、これまでもあるいろいろな点で問

題点が指摘されてきております。

そこで今回は、この特殊法人の抱える弊害を克服する制度として、行政のアウトソーシングの出先機関としての独立行政法人というものを仕組ませていただいた。その中で、民間に任せられるものは民間に、地方にゆだねられるものは地方にと整理をさせていただきまして、その結果として、このJICAは独法としても一度組織を洗い直し、そしてこれまでどおり、役割を示してきたことについてはもっと仕事をさせていただく、あるいはもう必要のないのではないかと言われるものについては業務を縮小する、そういう形で物を整理させていただいたところでございます。

詳細につきましては、川口大臣にお尋ねをいただきたいと思っております。

○首藤委員 一番大まかな話としてはそういうことだと思っておりますけれども、ただ、JICAの特殊性というのを意外と御存じないんじゃないかなと思うんですね。例えば、民営化というのは、効率化とか責任の明確化とか透明化というのが非常に必要だ、そういう方向にあるということばかりです。しかし、組織というのはミッションというものがあって、ミッションというのは、その組織が一体何であるか、どういうことをやらなければならないかということを規定しているわけですね。JICAというのは、その組織上、実は政府の根幹の部分とかなりかかわっているわけですよ。だから、政府が本当はやるべきなことだけれども、政府がやるにはちょっと難しいかなというところをJICAというものをつくってやっていただけたわけですね。

例えば、このJICAの中に、この法律の中においても全く変更がなく記載されている業務の中には、国際緊急援助隊というのがございます。援助、それはわかるんですよ。社会が変わっていくから、だんだんNPOもふえてきて、NGOもふえてきた、ではそういう人たちに任せていこう、それのお助けをしましょうかというのにはわかりません。しかし、国際緊急援助隊というのは、大臣、

これはよく御存じか御存じでないか知らないけれども、日本のPKOと密接な関係があるんですよ。例えば、JICAの中からこれから関係していこうという平和再建、日本のPKOと非常に密接な関係があるんですよ。それから、紛争地において、要するに地震が起こったりする、洪水が起こったりする、そういうところでは治安が非常に悪くなったりするわけです。これは極めて国家的なことなんです。非常にリスクが高い。だから、これは、命令をもってやってもらわないといけないわけですね。

では、欧米でそういう危険な地域に行っている人たちはどうするんだ、犬一匹連れて行っている人はどうするんだ。それは個人の哲学に基づいて、あるいは宗教的理念に基づいて、もしかしたらそこで死ぬかもしれない、しかし死んでいくことが私の教会のそのミッションにとっては非常に重要な、そこで死ぬかもしれないけれども、私は世界平和のためにはすべてをなげうってやっていると、これはいいんです。しかし、組織として、独法として、行政と民間の非常に中間的な組織でありながら、国際緊急援助隊をどうやってできますか。大臣、いかがですか。

○石原国務大臣 国際緊急援助隊の活動については私も報告を読ませていただいたことがありますが、なぜ独法でできて、なぜ特殊法人でできないのかという理由はないと思います。

独立行政法人は、先ほど申しましたように、民間に任せられないこと、あるいは地方にゆだねられないこと、国の仕事としてやっていかなければならないものをより透明度を高めて運営するために仕組んだ組織でございまして、特殊法人、最初に申しましたように、これまで十分に仕事をしています。しかし、要らなくなってしまう仕事を自分でやめるといことができない組織である以上は、やはり組織を改めるといことも時代の要請ではないかと考えております。

○首藤委員 これは石原大臣、結局、国際緊急援助隊の持つている難しさとかセンシティブティとかあるいはそのリスクというのは恐らくおわかりになっているとおっしゃっているんだらうと思っております。これは非常に大きな問題であると思っておりますけれども、こればかり言っていればそれだけでもう一時間ぐらいたつてしまうので、ほかの点も質問させていただきます。

同じように、このJICAが、この組織、この機構が民間に近いところにある、そういうことのために、もう一つ大きな、社会の変化ということのを考えなきゃいけないんですね。もちろんほかの独法も、関係しているところは全部社会の変化が関係しています。しかし、このJICAが今直面しているものぐら大きな変化にさらされているところというのは本当に珍しいわけですね。

今ここに、これからの将来のJICAが目指す方向として平和再建とか復興とか、そういうものも入ってくるわけですが、一体どういう哲学に基づいて、今社会に起こっている変化を取り入れながら、どういう基本的な考え方、人間の安全に関する、人間の復興に対する、人間の安全に対する基本的な考え方に関して、今までJICAであったものが今度独法のJICAになるわけですが、それはどういうような考え方に基づいているとお考えでしょうか。石原大臣、どうでしょうか。

○川口国務大臣 ただいま首藤委員がおっしゃられた時代の新しい考え方、これをJICAあるいは今後の独立行政法人たる国際協力機構において的確に取り入れて、それを業務に反映していくということは、私は非常に大事であると思っております。

JICAの時代に既に、例えば人間の安全保障ですとか環境ですとかジェンダーですとか、そういった問題についてはこれに取り組んできておりまして、例えば、私はここの五月にアフガニスタンに参りましたけれども、そのときに、女性問題担当大臣にお会いをいたしました。そのときその大臣は、これから日本から女性の問題の政策の企画をやるということのためにアドバイザーが来る

ることになっていっていることを言って大変に喜んでいらつしやいましたけれども、これもJICAから派遣をされた人間であるわけですね。

それで、独立行政法人になった後、JICAとしては、当然に今よりもある意味ではもっと柔軟に、こういった時代の新しい風、考え方というのは取り組んでいくことができるだろうと思っております。政府としては、その中期計画ということでこれをちゃんと確保していくということでございますし、後で評価もありますので、そういった中で、それをもしやられていないということであれば、そういう評価が当然についていくわけですので、それを改めなければいけない、そういうことになると思っております。

○首藤委員 川口大臣、どうもありがとうございます。

これからの、今度独法化になりました国際協力機構に関しても、その中期計画や評価に関して、今おっしゃったような社会的な変化、特に国際社会のニーズに対して、例えば人間の安全保障であるとか、ジェンダー的な視点であるとか、平和再建などの視点、民主化の視点というものをきっちり受け入れて、組み込んで、その計画及び評価をしていただきたい、そういうふうに思います。

さて、この法律案自体でございまして、ここにはもちろんいろいろ、総則から始まりましてずっとあるんですけども、私の見る限り、一番重要なのは、この法律の中でエッセンスともいうべきものは第十三条であるか、そういうふうにいるんです。ですから、「機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。」ということとで、開発途上国からの技術研修とか、それから途上地域において人員を派遣したり、途上地域において国際的な開発に関して基礎調査を行ったり、いろいろなことが書いてあります。

では、これをだれがするかということなんです。当然のことながら我が国国民、それからいわゆるNPOとか、そういう組織がやるということになっております。民間の団体の奉仕活動または

地方公共団体もしくは大学の活動とあるんですが、ここがちょっと腑に落ちないわけですね。なぜこれは大学でなきゃいけないのかということですね。これは、御存じのとおり、現在、いろいろ紛争地で子供たち同士が、例えば日本で阪神大震災で被害を受けた地域の子供さんたち、あるいはそれと同じようにボスニアで戦乱に巻き込まれた子供たちが絵を交換したりしているわけですね。ですから、別にこれは大学だけではなくて、高校や中学や、あるいは、最近は大変な単科大学院、大学院だけじゃない大学院だってあるわけですね。

どうしてこれは大学しか書いていないのか。これでは法律として非常に欠陥があると思うんですけれども、外務大臣、いかがでしょうか。
○古田政府参考人 御答弁申し上げます。
十三条の規定についての御質問でございますが、国民等の協力活動の対象となります団体につきましては、法案上、大学を特に明記しておるわけでございますが、これは、大学が国際協力に関するさまざまな知見を有する高等教育機関であるということに加えて、JICAがこれまで実施してきました類似の事業における大学との協力の実績があるということをお断りして書かせていただいております。

もちろん、この国民等の協力活動は、国内のより広い層の人材の参加による国際協力を促進する事業というふうな考え方でございますので、こういう観点からは、知見を持つ教育機関であれば、大学以外であってもこの事業を委託する対象から排除するものではございません。法文上は、その他民間の団体等の奉仕活動ということで読んでまいりたいというふうに思っております。

○首藤委員 その解釈で結構だと思いますが、ここでもう一つ、ここは、第十三条の三でございますが、非常に重要なことが書いてございます。イ、ロ、ハとありまして、「開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であつて外務大臣

が適当と認めるもの」云々とありますが、やはりここが、実はこの法律の中で一番問題なんじゃないかと思うんですね。

御存じのとおり、今までの援助というのは国家がやりました。しかし、それでは現実のニーズに合わない。それから、緊急性のあるものはもつとやらなければいけないし、もつと地域に密着したものをやらなければいけない。こういうところから、今までの援助も、大型のODAから草の根無償というふうなものにだんだんと細分化されていまして、より地域ニーズに合った、現実ニーズに合った、時局のニーズに合ったものにしていく、こういうふうになつていくわけですね。

そこで、末端に行きますと、それはもう大変なものでありまして、例えばケニアのようなアフリカなんかに行きますと、草の根案件でも、もう何百と書類を見なきゃいけない。現場の人たちが見て、首藤さん、これ見てください、申請書というのはこんなものですとよって、ルーズリーフのノートをびりびりと破ったそこに、もう本当にそういう紙に手書きで、ボールペンで走り書きしていてやつていくわけですね。しかし、本当にそれでも重要であり、本当に必要なニーズなんです。本当に必要な援助なんです。

ですから、このJICAの援助というのやはりそういう方向に行かなきゃならない。まして、独法化をやり、より現実のニーズに近づけるということであればそういう方向性があるんですが、どうしてこれまた先祖返りして、外務大臣が適当と認めなければいけないのか。一体どういう形で、こんなにたくさんあるものを外務大臣としてやられるか。もちろん、それは私がやるのではなくて私の部下がやるんですよというお考えもあると思いますけれども、そもそも、こういう独法化していきこうという動きと、それから世の中の世界の流れと、市民社会のNGOがどんどん出てきていて、こういうような流れと、こうした外務大臣が認可するということは、まさに先祖返りというか逆行していると思うんですが、外務大臣、その

見解はいかがですか。

○古田政府参考人 御答弁申し上げます。
JICAが実施する技術協力でございますが、これにつきまして必要な業務は、相手国の政府との間で政府間の何らかの合意のもとで行われる政府ベースの技術協力ということでございます。

今回の改正で、おっしゃるような草の根の技術協力事業を積極的に活用していくという観点からこの条文が入つておるわけでございますが、この考え方は、まず個人、NGO、地方公共団体等の御提案をいただく、その御提案をいただいて、JICAがその中で選んで、当該提案者に委託をするという格好でやるわけでございますが、その際、外務大臣といたしましては、相手国政府と何らかの了解、合意を取りつけないと、JICAの政府ベースの技術協力であるというペー

スを確保する必要がある、そういう意味で「外務大臣が適当と認める」というふうに書かせていただいております。

これは、JICAが政府ベースの技術協力を行う、そのベースの上に立つて、最大限、NGOその他の草の根の技術協力を積極的に取り込んでいくということと書かせていただいております。

○首藤委員 いや、それは異なことをお聞きした。では、何のためにこんな独法化なんかするんですか。では、政府がやればいけないんですか。政府目的で援助をするというなら、政府が直接やればいけないんですか。
やはり、今の世の中では国家間の関係だけではなくて、実は、国家間では嫌な国であってもしよ

した地域地域の、もう要するにモニタリングもできない、一体この援助していく団体が、本当にそれは政府が援助すべき団体なのかかわらないという、確認できないような条件の中で、どうやって具体的に技術的に援助できますか。外務大臣、いかがですか、どうお考えですか。

○川口国務大臣 独立行政法人になりまして、そういういった、国際協力機構が実施をしていくときに今までよりもはるかに大きな自由度、透明さというものを持つてやっていくということでございます。私は、事実関係を確認したわけではございませんけれども、例えば、政府が今まで、どういう自動車を使うかということについて、それを決めるようなことまであったという話がありまして、この事実関係、私はわかりませんが、例えばそういうようなことを考えたときに、独立行政法人が行うということによつてはるかにその自主性とそれから透明性が生かされる、そういう考え方でございます。

ですから、実施のところはまさに独立行政法人らしくやつていく、そういうことであると思っております。

○首藤委員 それは大臣、私の質問の半分にはか答えていないわけですよ。
今の、現在の世界の中で、国家は必ずしも民衆や市民やあるいは民族を守つていけるとは限らないんですよ。いわゆるローグネーションと言われるように、もうでたらめな国があつたり、あるいは国家が麻薬カルテルと結託してたり、いろいろ問題がある。だから、実際に我々が援助しなきゃならないという人は、必ずしも国家関係とは違う視点でやつていかなきゃいけない。そのためにもこの自由度を持つこういう独法化の組織が、JICAが初めて生きてくるんじゃないですか。そのことが担保されなかつたら、こんな独法化なんかやめた方がいいんですよ。政府が直接やればいんですよ、ここに残っているように国際緊急援助隊もあるんですよ。まさに政府の直轄組織としてやつていけばいいんですよ。だから、これは

もう、まさにおっしゃっていることは逆行していると言わざるを得ないですね。

例えばもう一つ、十八条というのがあるんですよ。十八条も、これは十八条の三で、こうした問題に關係行政機関の長と相談するということになっていきます。こうした考え方はまさに逆行しているのではありません。關係機関の長というのは一体何なんですか。どうしてこれが必要で、昔のODAをめぐる四庁体制とか四者体制とか四者協議とかいうのと、全く変わらないじゃないですか。では、何のために独法化するんですか。外務大臣、いかがですか。

○古田政府参考人 御答弁申し上げます。

先ほど申し上げましたように、政府ベースの技術協力をベースに国際協力事業団の事業があるわけでごいまして、政府として相手国政府と何らかの合意、了解を取りつけるということをやった上で、JICAが当該事業の根拠提案者に委託をするということになるわけでごいしますので、政府として相手国政府と了解、合意を取りつける際に、政府全体として、關係する行政機関にも相談をして外務省としては先方との了解を取りつける、そういう手順を書いたものでございます。

○首藤委員 これは外務大臣に答えていたのかないといけません。これはもう我が国の外交の、我が国の援助の理念なんですよ。その理念に基づいて、現実政治、現実社会、現実世界の中でどういう方向性を、我が国の国際社会における名譽を高めるためにどういう形で援助をしていくか、そしてその実行機関としてのJICAをどういう形でつくっていくかというために私たちはここでやっているわけですよ。

ですから、今のような答弁だったら、それはもう政府とやればいいじゃないですか。どんな悪い政府でも、どんな独裁者の政府でも、政府との国際關係が、國家關係があるなら、そこをやればいいという話ですよ。そうじゃないでしょう。今、こうした冷戦後の社会ではいろいろな地域紛争があつて、いろいろな価値観が錯綜してい

る。その中において、私たちが正しい、私たちが人道的に必要だということをやらなきゃいけない。そのためにこそJICAは独法化していつて、そうした社会のために働こう、それが私たちの国民の総意ではないか。そういう方向にあるんでしよう。外務大臣、いかがですか。そこが一番重要なところですよ。

○川口国務大臣 これはやはり、国が集めている税金、それが使われるということでごいします。政府として、先ほど古田局長からお答えをいたしましたように、相手国の政府と何らかの合意を取りつけたもの、それから、これは政府としていうことでごいしますから、外務省だけではなくて、もしほかの省庁に關係がある場合があれば、そこでやはり今までの政策と整合性がとれているかどうか政府としての立場からチェックをするということですよ。

日本全体として、多くNGOの方もいらつしやいますし、民間団体もたくさんあつて、それぞれ民間団体がその考え方に応じてNGO活動をやっていくということは現に起こっているわけでごいしますし、それが広がれば広がるほどいいと私も考えておりますけれども、この国際協力機構がやる仕事というのは、法律上、相手国政府と何らかの合意を取りつけたことをやるということでごいしますから、おのずからその意味というものは実際のその仕事の仕方に反映をされなければならぬと思つております。

○首藤委員 外務大臣、外務大臣がおっしゃっていることは十年古いですよ。今、あなた、世界を見てみなさいよ。例えば地雷問題、軍人はみんな反対しますよ。おい、冗談じゃない、おれたちがやっているのにと。なぜ、例えばノルウェーやフィンランドやベルギーやそうした政府は銃の削減やあるいは地雷問題とかに取り組むんですか。それは、それこそ防衛庁に行けば、いや、冗談じゃない、おれたちの要員をPKOに出たときにどうするんだと言うに決まっているじゃないですか。だから、今そうした一本化した、単純な価値

観じゃなくいろいろな価値観がある中で、この日本は生きていかなきゃいけない。そのために、より自由度のあるJICAをつくっていくことじゃないですか。御答弁は全く納得できないですよ。一〇〇%納得できない。

残念ながらも時間がないので、次のもう一つの法律である国際交流基金の問題について、一つだけ質問させていただきます。

この法律においても非常に文言的にも怪しげなところがあつて、文化などという言葉が安易に使つておりますけれども、私はそれは大変疑問だと思つています。しかし、そんなことを言っていると時間がないわけですから。

こういう協力基金を使つて、より民間に近い形でやるというんですけれども、今、御存じのとおり、援助コミュニケーションというんですけれども、NGOとかそういう市民団体とかいろいろあつて、もうお金を集めるのに本当に苦労しているんですよ。そして、そうした日本の中で潜在的にお金を提供しようという人たちは、どちらかというと税の控除が目的であつたり、あるいは、私は国連にも寄附しています、ユニセフにも寄附しています、こういう、要するにどっちかというところと広報活動としてやっているわけですよ。そうすると、こうした政府機関、準政府機関みたいな形でこういう基金が入ってくるということは、ただでさえ少ないその援助の、支援のサークルから、そういうこれから伸びていかなきゃいけない市民の力、これから本格的に育てていかなければいけないNGOを、まさにクラウドアウトしてしまふわけですよ。

ですから、この基金が民業、民間のこれから立ち上がっていく市民組織を阻害しないという担保はどこにあるんですか。外務大臣、いかがですか。

○茂木副大臣 私、首藤委員言つたような御懸念が出てくるぐらいな形にならなくちゃいけないんじゃないかなと逆に思つております。

百八十三億円でありますけれども、その中で民間の出資は六百十億円、そして寄附金を合わせても九億円で一%いかない、こういう状態でありまして、ほとんど政府が丸抱え、こういうことになつていくわけでありまして、もつと民間の方からお金が入ってくるようにしなければいけない。

そんな意味で、現在、損金算入されない、出資ではなくて出捐、すなわち寄附による場合がほとんどと、今六百十億と九億という話をしたわけですから、今六百十億と九億という話をしたわけですから、今回の法律においても、出捐を受ける制度について法律中に改めて明記をさせていただいた。こういう形でありますけれども、これから交流基金が実施していきます事業、クラウドディングアウトするというより、むしろ民間の活動を支援していく、こういう方向でも考えていきたいなと。

ただ、御懸念のような形に国際交流基金が、例えば、今の基金の中で、大半の部分を民間から持つてきて、NGOに本来だつたら行くようなお金がどんどん流れてきていく、こういう実態にはなつていない、そう思つております。

○首藤委員 終わります。

○保利委員長 次に、東祥三君。

○東(祥)委員 自由党の東でございます。

外務大臣、先週のこの特別委員会におきましても今の首藤議員の質問にしても、外務省のもとで今回国際協力事業団並びに国際交流基金が独法化されていく、その本当の意味といひますか、それが非常に明らかでないということがこの特別委員会での議論を通じて逆に明らかになつていくと思ひます。

他の独法化される特殊法人の中身を見ていたとしても、結局、何らかの形で制度疲労を起してきた行政のシステムを何とか変えなくちゃいけない、そういうもつとで形だけ整えなくちゃいけない、というところで独立行政法人に変える、そういうことなんだらうというふうには僕は思ひますを得ないんであります。

違いというのは何かといえば、独立行政法人の通則法というものが加味されることによって、いつも石原大臣から言われているところの部分が付加されているにすぎない。今回外務省のもとで行われるこの独法化の二つの機関にしても、特殊法人の中に独法の通則法と同じようなものを入れればそれで事足りる話なんじゃないのか、こういうふうに思います。

問題は、外務省というのは、いわゆるODAという問題に関しての頭脳になっているわけであり、実施機関であるJICAあるいはまた国際交流基金、先週は両総裁にも来ていただいて、ここでのお話をいただきました。話を聞く限りにおいては、本質的な問題というのは、それは実施機関でありますから、外務省から与えられている大目標に向かって一生懸命やっているんだと思うんです。問題は、外務省、いわゆる政府の外交政策というのは一体何なのか、外交政策における重要な手段であるODAと言われるものを一体どのように活用しようとしているのか、そのことが不明確であるがゆえに、何が何だかさっぱりわからなくなってしまうんだと思うわけがあります。

そういう角度からきよう質問させていただきましたというふうに思うんですが、外務大臣、私は、資金だけに頼った外交というのはもう終わりを告げてきているんだらうというふうに思うんです。ただ、今までの日本のODA、それもすべて基本的に外務省における経済協力局を中心にして、これは膨大な力を持っているわけですね、そこで行われてきた日本のODA政策というのは、日本の国益にとっていかなる利益を、プラスをもたらしているんだらうか。まず、そこから聞きしたいというふうに思います。

日本のODAが日本の国益にとってこのようにプラスになってきたではないか、その点について、外務大臣、お答え願えますでしょうか。

○川口国務大臣 非常に大きな御質問でございます。短くお答えするというのは難しいかと思

ますけれども、そもそも我が国の外交の目的が何かということ言いますと、これは当然のことながら、我が国の平和と、そして安定であると思えます。そして、我が国の平和と安定を確保することができるとは、我が国としては、資源も無い国でございますから、当然に平和と安定が国際社会にあるということが必要であると思えます。そして、我が国の周辺の地域で平和と安定が確保をされるということのために、例えば、我が国のODAというのはアジア中心に使っているということであるわけです。

それからまた、もう一つ例示的に申し上げますと、国際社会において、テロというのが大変な脅威として認識をされているわけでございますけれども、我が国としては、そうしたテロ対策等についてもその資金を使っているということであるわけですし、アフガニスタンとかあるいは東ティモールですとか、パレスチナもそうでございますけれども、そういったところでの平和の構築、そういったところでさまざまな改革の支援ですとか平和の構築のための仕事、業務をやっておりますけれども、それもODAのお金を使ってやっているということでございます。

例示的に申し上げればそういうことでございまして、もし全部を統括的に話をした方がよいということであれば、またそういうふうにさせていただきます。また、とりあえずそういうことでお答えをさせていただきます。

○東洋委員 外務大臣、基本的には僕は同じ考え方だと思えます。

これまで、例えば日本のODAというのがアジア中心に行われてきた。結果として、例えば元総理大臣の福田総理の時代における福田ドクトリン、僕は成功したんだらうと思うのです。アジア地域を中心にして膨大な政府開発援助を行うことによって、地域における経済発展を推進し、日本との間の二国間関係を推進してきて、その結果として、多くの日本企業が東南アジアに進出することによって、また莫大な利益を得ることができ

たのではないか。そういう意味においては、ODAがそれなりに寄与してきたことは間違いない、私が申し上げている国益というもののの中に、当然、国民の生活、そしてまた国民の経済の繁栄という側面も入っていますから。

しかし、今論じている国益というのは、ただ単に経済的な利益のみならず、一億二千万万人の生命をどのように守つたらいのかという安全保障の側面も強く浮かび上がってきているのだらうというふうに思うわけでありまして。

この数年における日本のODAというのは、先ほど来議論されているとおり、いろいろな角度から見直しが議論されている。そしてまた、外務省内においてもいろいろとやられているかも知れませんが、しかし、いつになつたとしても、日本の外交政策の根幹をなすODAだと言葉だけには乱舞してありますけれども、具体的な日本の外交政策の方向性なり、また国益を守る外交とは一体どういうことなのかということについては一切方針が示されていない。そういう中で、この独法の議論が出てきているのだらうというふうに思うのです。本質がどこかに行っちゃっているわけでありまして。

そういう次元から考えたときに、昨年の九月十一日以来、ある意味で、世界じゅうで、いわゆる政府開発援助あるいはまた援助に対しての考え方が、国際的な潮流としても大きく変わってきていると思えます。アメリカにしてもあるいはまたEUの国々にしても、もう一度改めて、国際社会の不安定な状況を踏まえた上で、この援助問題というものを取り上げよう。

日本の場合、そこで議論されることは何かといえば、額の問題だけになつてしまふわけでありまして。ともすれば、日本の提出するODAが、世界各国の極めて、まあ、ずるいと言つてしまえばそれまでなんです。国際政治にたけた人々がいろいろの国々に出てきて、できることならば、日本から提出されるお金をうまく利用して、そしていろいろなビジネスをやつていこうという動きも出

てきているわけでありまして。

そういう側面からすると、日本の政府として外交政策をどういうふうに行うにいたつたらいのか、そしてまた、それとの関連におけるODAというもの、をどういうふうに行うにいたつたらいのかということ、を、今こそ至急に結論を出していかなければいけないんだらうというふうに思うわけでありまして。

先ほど申し上げましたとおり、東南アジアを中心にして、日本のODA政策というのはそれなりの効果を示したかも知れない。しかし、昨今における状況、とりわけ冷戦構造崩壊後の状況、また、近年におけるODA政策というのは必ずしも僕はうまくいっていないのではないのかというふうに思います。

例えば、より具体的な形でもって質問させていただきます。対中国への膨大な日本のODA資金、一説によれば、政府の無償資金だけでも三兆円、あるいはまた、有償まで入れればプラス三兆円、六兆円というふうになっている。しかし、そのことを踏まえた上で、日中関係というのは本当にうまくいっているんですか。今、中国市場に向けて全世界が、大きな市場ができたということで、我先に市場進出しております。本来、日本のODAが功を奏しているとするならば、今こそ日本の企業が中国において、本当に国から守られた形でもって進出しながら、そして種々の事業が、ある意味で芽を吹き、花が咲けるような状況にしていたとしてもおかしくないんだらうと思えます。

基本的には、これはODAの原則にもかかわつてきます。一九九二年だったと思いますが、ODA大綱が出され、あの四つの諸点を踏まえた上で、二国間関係等を総合的に勘案した上でODAを実施していくんだ。ことごとくODA原則に反してきたのが、僕は、対中国に対しての日本のODAだったんじゃないのか。

昨今見られるとおり、例えば、最近の例でいけば、先日行われましたAPECの会議において、

江沢民当時主席から、小泉総理の靖国神社問題に
対して、行くな、行くべきではないと、内政干渉
まがいのことを言われながら、あるいはまた、瀋
陽事件に見られるような形でのあのような応対を
し、その後、日本の外交というのは対中国に對し
て一体何をやっているんですか、そういう思いも
出てきていると思います。あれだけの援助をして
おきながら、一部の日本の有識者の間、一部の人
たちの間には、嫌中感というものが大きく巻き起
こってきております。

日中友好三十周年のもとに、一万人以上の方々
が中国を訪問し、国会議員の方々も何百人行った
というふうに関わられておりますけれども、それは
形だけの問題でありまして、基本的に、日中間の
状況を見たときに、嫌中感が漂い、そしてまた、
本当にこれでよかったのかということが改めて今
出てきているんじゃないかと思いますが、最近におけ
るODAの、対東南アジア、アジアで構いませ
ん、とりわけ対中国に対して、それは成功したと
外務大臣が思いになられるものがあるとするな
らば、ぜひ教えていただきたいというふうに思
います。

○川口国務大臣 まず、前提として委員がおつ
しやられました、今の時期、我が国の外交政策あ
るいはその考え方とツールであるODAの関係が
明確であるということは非常に大事なことで、私
も思っておりますし、それを明確にする努力を、
まだ十分ではないかもしれませんが、これもいた
しております。例えば、私は九月に読売新聞に投
稿しましてそういう考え方を述べておりますし、
この間の経済財政諮問会議におきまして、その
点についてはきちんと説明をさせていただいてお
ります。

ですから、それがいいということでは決してご
ざいませんで、あるいは見え方は十分でないかも
しれませんが、それはきちんと踏まえてお
ります。先ほど統括的に御説明をすることが必要
ならばと申し上げたのはそういうことでございま
すけれども、時間も限りがございますので、ここ

では省かせていただきますけれども、きちんとそ
うした我が国の外交戦略、政策、アジアが大事、
あるいは委員もおっしゃったように安全保障の観
点、それから、例えば国際社会の責任ある一員と
しての人間の安全保障、そういったさまざまな観
点を踏まえて、ODAはそういうことで使ってい
るという考え方で、そういうつもりでおります。

それで、中国に関してでございますけれども、
我が国の隣国、非常に人口の大きい中国に對して
我が国がODAをどのような考え方でやっている
かということを確認することは大事なことで、
私も思います。そして、その考え方というのは、
中国が安定的に発展をして、そして日中の関係が
友好的に発展をしていくということは、我が国に
とっても重要でございますし、それから、我が国の
のみならず、近隣のこの地域の国々、これにとつ
て非常に大事であるということが考え方の基本で
あると思います。

そういう考え方に基きまして、我が国として
は、これはODA大綱というものを持っておりま
して、中国の援助の需要ですとか、あるいは経済
社会の状況ですとか、あるいは日中の二国間関係
を総合的に勘案をいたしまして対中の経済協力を
やっているとございまして、

委員がおっしゃったような、中国の経済発展に
対する我が国の見方、そして厳しい我が国の経済
状況、財政状況、そして中国が軍事費を増大して
いる、あるいは第三国に援助をしている、そう
いったことを背景として、我が国の中国に對する
見方は非常に厳しいものがあるわけでございま
す。昨年の十月にこの点について対中国経済協力
計画を策定して、新しい対中経済協力方針を打ち
出したわけでございます。

これに基づきまして、我が国としては、一件一
件案件を精査して、その上で中国に對して支援を
している。今までと違って、単年度でこれを考え
ていくということをやっております。その結
果、総合的に検討しました結果、我が国の中国に
對する援助の規模、これは平成十三年度でござい

ますけれども、円借款について申し上げます、前
年度比約二五％の減額になったということでござ
いますし、その金額のうち、五四％、半分以上が
環境分野である、そういう形になっております。
中国に對していろいろな見方はあると思いますが
けれども、中国が経済協力のみで我が国に對する
考え方を考えることができるかどうか。これは、
いろいろな要素が日中の両国関係には働いている
わけでございまして、中国に對する経済協力を考
える上でやはり基本的な問題として踏まえていか
なければいけないことは、先ほど申し上げました
ものもろのことに加えまして、中国の多くある人
口のうち約二億人が依然として一日一ドル以下で
生活をしている、そういう国であるということであ
るかと思ひます。

○東(祥)委員 僕は極めて機微な問題だと思いま
すけれども、しかし、日本のODAの極めて大き
な部分が中国に投下され、そして、その結果とし
て今の二国間関係がつくられているんじゃないか
というふうには僕は思います。その意味において、あ
えて中国という名前を出しながら申し上げさせてい
ただいてはいるわけでありまして、大臣のお
考えで、日本のODA、対中国というのは成功
だったと思われませんか。

○川口国務大臣 先ほど申し上げましたように、
中国と我が国が平和で友好的な関係にあるという
ことは、我が国にとつても、この地域にとつても
非常に重要なことであると思ひます。

そうした観点から考えますときに、中国がこれ
だけの経済発展を、国の一部であると思ひますけ
れども、遂げ、そして世界の中の、国際社会にお
いて責任のある国として今活動を始めていますと
いうことは、我が国の経済協力がまさに成功し
た、そういう証左であると私は思っております。

○東(祥)委員 ODA大綱の第三番目にあるわけ
でありますけれども、先ほどの外務大臣の御指摘
の中にもありました、中国で約二億人の方々が一
ドル以下の生活を強いられている。しかし、中国
は他方において、大量破壊兵器、ミサイルの開

発・製造、武器の輸出入等、存分にやっているわ
けであります。

そしてまた、射程距離からいけば日本が十
分入る東風という、東という名前をつけているの
で僕は非常に不愉快でありますけれども、東風と
いう、北朝鮮におけるノドンと同じような型のもの
も一生懸命開発しているわけでありまして。

本来、中国は、自国の国民の生活を豊かにして
いくとするならば、そういう部分を横に置いてお
いて邁進させるということも、日本政府として中
国側に向けていかなくちゃいけない問題であり、
一方における軍事開発を横に置いておいて、日本
は、大綱の中にも書かれている基本的な理念、発
展途上国における一人一人の国民の生活を何とか
して支援していつてあげよう。それはとうとい
ことでありますけれども、その結果として、将
来、国際政治上の戦略的な地位がどういふふう
に変わってくるかわからない。

それを横に置いておいて、一生懸命支援しま
す。その結果として、日中間における関係が、こ
のように国際社会における日本の意思がちゃんと
中国側にも伝わっていくようになっていましてとい
うことならば話は別であります。私はどうも、
国際場裏の中で見ている限り、そのような形では
いつていないんじゃないかと思ひます。

そういう意味で、またこのことについては今後
いろいろ議論もさせていただきたいというふうに
思ひますけれども、瀋陽事件の対応にしても、何
をやっているかさっぱりわからない。中国の大使
を召還させるという日本の意思も明らかにするこ
とがない。あるいはまた、瀋陽における総領事
だった人が今どこかに行つてしまつてゐる。それ
もみんな、外務大臣も御存じのことでしょう。

対中国に對しての日本の意思、つまり、私から
申し上げます、国益というのは、利的な側面のみ
ならず、政治、そしてまた、ひいては、究極に
は、国民の生命財産をどのように守っていくのか
というものを外務大臣自身がもつと守つていただ
かない限り、国益を果たそう、国益を追求してい

く外交といったとしても、それは絵にかいたもちになってしまふわけでありませう。

それに関連して申し上げさせていただきますけれども、今の北朝鮮との日朝国交正常化交渉のかわり合いの中で、ある意味で金正日総書記のうそに基づいてつくられた共同宣言でございますが、その第二項目に、日朝国交正常化交渉が終わった後、いわゆる経済協力をするというふうな書いているわけでありませうけれども、基本的には、御案内のとおり、北朝鮮というのは、我々の知る限りにおいて、国民の生活を犠牲にして、そして軍備を増強し、他国に対しての脅威を与えてきた国であります。

日朝国交正常化の内容が、拉致問題並びに過去を含めた上で安全保障の問題を解決しない限り、日朝国交正常化ができませんというふうに強く私は思いますし、また政府もそのスタンスを崩していないんだらうと思いますが、基本的には、政府開発援助という視点からいけば、たとえこの拉致問題あるいはまた核開発の問題、安全保障上の問題が一見クリアになったとしても、すぐさま経済協力というものはできないんじゃないのか。あるいはまた、人道支援という側面から考えたとしても、国の大半の資金を国民の生活の犠牲の上に軍事費に投入してきた国でありますから、すぐさまそういうことはすることもできないんだらう、こういうふうに思いますが、この点について、外務大臣はどのように思われますか。

○川口国務大臣 日朝平壤宣言に、委員がおっしゃられましたように、「国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、」云々と経済協力について触れているわけでございますけれども、小泉総理と金正日国防委員長が話をいたしましたときに、双方はそれぞれ日朝平壤宣言を遵守して交渉を行っていくことを約束しているわけでございます。この国交正常化の交渉あるいはその後の過程において、双方が日朝平壤宣言を守っていくということは非常に大事なことでありませう。

そして、私も、これは北朝鮮に対しては何度も言っていますけれども、日朝平壤宣言が遵守をされない状況、これは委員がおっしゃったような拉致問題も、そして安全保障問題、これは核兵器に関する開発の話ですとかあるいはミサイルの問題ですとか、さまざまなことを含みますけれども、そうしたことについて日朝平壤宣言が守られていないという状況であれば、これは正常化交渉は妥結をしないというわけでございまして、それは先方にも重ね重ね伝えていくわけでございませう。そうしたことで、その上で日朝平壤宣言に基づき交渉を行い、そしてその後も、基づいて北朝鮮との関係をやっていくということは我が国の政府の方針でございます。

それから、先ほどODA大綱等について、中国側に話をしていないのではないかとのお話がございますけれども、これは、例えば軍事費については透明性を増すことが必要であるということは今まで中国側に対して伝えておりますし、私自身、この前中国に参りましたときに、私自身の口からこのことについても中国側に対して話をしております。

○東(祥)委員 もう時間がないので。ODA大綱というのは、今見直し作業が進んでいるというふうな中に聞いているんですけれども、今まで何年かにかつたこのODA大綱に関しての国会での質疑を見ていたとしても、明らかに無理があるんだらう。

つまり、この第二項目の原則、その原則が四つあるわけですが、三つ目と四つ目において、日本が援助する被援助国において、いわゆる軍事費に一生懸命つぎ込んでいながら、あるいは大量破壊兵器やミサイルの開発・製造、武器の輸出入等をやっているが、なおかつ二国間関係を総合的に考えていくことで、この原則は無視されて、結局、二国間関係をどうするか、そういう視点でもって政治的判断がなされ、そして今日まで行われてきたという事象が幾つか、中国のみならずあるんだらうというふうに思うわけでありませう。

この四つの原則、つまり、ODA大綱の主要な部分におけるメルクマールになるわけでありませうが、大綱を変えるに当たつては、この部分に關しての外務大臣の考えというものは、変えていく方向にあるのか、それとも、これはこのままにしておいて、アップ・ツー・デートに何か別のものを付け加えていくとするのか、その点についての外務大臣の考えを聞かせていただきたいというふうに思うんです。

○川口国務大臣 このODAの大綱は、平成四年に閣議決定されたものでございまして、ほぼ十年ぐらいたつていてということだと思ひます。今、世の中、物事の変化が非常に激しいでございますので、十年ぐらいたつたものについては、いずれにしても、変える必要があるか、あるいはどこを変えようかといったことから見直していくということとは大事であると思ひます。したがって、外務省としては、この見直しの作業をしたらいいではないかというふうに思っております。

ただ、具体的に何を考えるか、どういうふうに変えるかということについては、これは大勢の方の御意見、いろいろおありだと思ひますし、私も今の段階では大勢の方の御意見をじっくり伺わせていただきたい、そういうことをベースに考えていきたいと思っております。

○東(祥)委員 外務大臣、いろいろな方々の御意見を聞くというのは大切なことだと僕も思ひます。

しかし、外務大臣は、少なくとも総理のもとにおける外交の最高責任者であります。自分自身の方針を決めるために多くの皆さんの御意見を聞く必要があるのか、決めた上で、なおかつ自分自身が考えていることが果たして正しいことなのかどうかを検証するために聞くのか、雲泥の差があるわけでありませう。

今申し上げました、いわゆる日本の外交政策の重要な手段でありますこのODAの大綱一つ取り上げたとしても、大臣みずから、これはこうい

うふうに変えていく必要があるんだということがない限り、それはなかなか変えようと思つてもできないんじゃないのか、私はそのように思うわけでありませう。いかがですか。

○川口国務大臣 これは閣議で決定をされる内容のものでございませう。私としては、外務大臣として、こういうことはどうだろうかというところは幾つか考えておりますけれども、そういうことは今の時点で申し上げるということとは適切ではない、その考え方を、いろいろな方々の御意見を聞いて、その御意見を踏まえて修正をしたり、あるいは修正しなかつたり、いろいろなことをプロセスを経て大綱というものは決まってくるものであると思つております。

○東(祥)委員 時間が参りましたので、一言だけ。今、外務省もそうなんです、一つの重要な問題を決めるに当たつて、だれが、どこで、何を、どのように決めたかというプロセスが全くわからなくなつてきているわけでありませう。外務省には、総合外交政策局というのがあります。そしてまた、地域局もあります。法務局であります条約局というのがあります。日本の政府の方針を決めるに当たつて、どこで、だれが、何を、どのように決めたのかということを常に明確にできるようにしておいていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○保利委員長 午後一時二十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時二十分開議

○保利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。井上喜一君。

○井上喜一委員 保守党の井上喜一でございます。

独立行政法人の法案、四十六本がかかっておりますが、いよいよきょう、締めくくり総括が行われて採決の運びになっておりますけれども、私は、これまで当委員会におきましていろいろな議論がなされて、そういった議論を聞いておりまして、私なりの感想を申し上げ、これに対して石原大臣のお考えをいただければ、こんなふうに思います。

独立行政法人といいますが、昨年、特殊法人の改革の基本法が成立をいたしました。それをもとに特殊法人あるいは認可法人のすべての見直しが行われたわけでありまして、あるものは民営化する、あるいはあるものは廃止をする。大部分のものが独立行政法人として今回法律にまとめられて国会に提出がされた、こういう運びになったと思うのであります。

特殊法人につきましては、いろいろなことが言われております。私は、悪いことばかりじゃないいいこともたくさんあると思うのでありますけれども、主として議論になりますのは、その悪い側面だったと思うのであります。これは率直に検討して、直すべきは直していかなくちゃいけない、こんなふうに思います。よく言われることに、非効率あるいは自己増殖、不透明、見直しが十分に行われない、こういったことが言われてきたわけですので、私も、議論を聞いておりました。しよせんは運用だと思っております。

いかに独立行政法人になりました、運用に適正を欠けば、結局今までと同じように単なる衣をかえただけだ、こういうことになると思っております。国民の期待にこたえて運用をいかに透明に公正にやっていくか、これが大切だと思いますけれども、これにつきましての大臣のお考え、また、そのためには、いわゆる所管官庁あるいは独立行政法人に移行します法人の職員の意識改革、こういったものが必要だと思っておりますけれども、あわせてお考えをいただきたいと思います。

○石原国務大臣 ただいま井上委員が御指摘のと

おり、幾らすばらしい制度をつくっても、運用部分が不十分であれば絵にかいたもちに終わるのは言うまでもないことだと思います。

そこで、定期的な評価を行っていただくための評価委員会を設けたり目標管理をしたり、あるいは企業会計原則を導入することによって、委員御指摘の透明性というものをまた担保していかねばならないと考えております。

さらに、委員が後段御指摘された点が実は一番重要で、やはり働く方あるいは長の方の意識がこれまでのままであると、実はこれまた全く変わらぬおそれがある。先般も、総理のもとに、意識改革が重要であるということから、特殊法人等の役員を任命する際には、徹底して改革意欲を持った人を任命するようにというような指示もいただいたところでございます。

これからは、まさに現場の意識改革をやつていきたいと思います。委員が御指摘された自己増殖といったようなことがまた起こつてしまふ。そこを十分フォローアップしてまいりたいと考えております。

○井上(喜)委員 この独立行政法人四十六の中にも、中身の業務を見ますと、行政官庁がやっております仕事に非常に近い業務をやる独立行政法人もあれば、民間がやるのに割合近い仕事をしている独立行政法人もあるわけですね。

例えば、国立競技場なんかは、私は、ああいうのを運営するのは民間であるとかあるいは公益法人でもできるんじゃないかなという感じが持っております。これはこれとしまして、私は、やはりこれも独立行政法人が受け継ぐことになっております。これはこれとしまして、私は、やはりこれから定期的な業務の見直し、入れるべきものは入れていく、あるいは外に出すべきものは出していくような、それが必要だと思っておりますけれども、これについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○石原国務大臣 ただいま委員、個別の法人を出されたので、個別の法人につきましては担当

大臣にお話を伺っていただきたいと思うんですが、委員おっしゃるとおり、やはり定期的な見直しというものが本場に必要不可欠であると思っております。

採算性が本場に与えているのか、とれていないのか、あるいは事業の意義自体が時代にマッチしているのか、いないのか。やはり、こうした見直しによりまして、民間にゆだねることが適切と判断した場合は、委員の御指摘のとおり民間に改めて任せるといったような、不断の見直しを行っていくことが一つの重要なポイントであると考えております。

国民のニーズや社会の変化に対応していくことができる組織、またそれをフォローアップしていくように努めさせていただきたいと考えております。

○井上(喜)委員 何か御意見がありましたら、どうぞ。

○遠山国務大臣 競技場等の施設の運営につきまして、個別に委託できるものは委託していくという姿勢でいきたいと思っております。

ただ、日本の国の体育ないしスポーツの振興という角度から、今新たな形で法人としてお願いしているところがございます。今後とも、御意見を体しながら、努力していきたいと思っております。

○井上(喜)委員 本委員会の審議で、独立行政法人の業務運営の効率化ということが随分議論されたと思っております。

確かに、効率化というのは、組織のスリム化を図っていくとか、あるいは経費を節約していくということも効率化につながる場合もあると思うのでありますけれども、独立行政法人というのは、先ほども申し上げましたように、いろいろな業務を所管しております。やはり十分に研究すべき、例えば試験研究機関なんかはそうだと思うのでありますけれども、効率化の名において中途半端にしますと、これは何にもならないわけでありまして、効率化ということはいましても、きちつとやるべきことは充実してやっていくという

ことが大切だと私は思うのであります。

単に、経費を節約するとかスリム化する、そういう意味だけではなしに、もう少し幅の広い意味に効率化ということを理解していただきまして、より充実した業務が遂行できるように取り計らっていただきたいと思います。

お考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○石原国務大臣 これまでの議論で、私も、行革相という立場でございますので、効率化とか採算性を確保しろとか、その言葉の力が強くなつてしまつてさまざまな御意見も出てきたんだと思いますが、今回の仕組みの中では、業務運営の効率化に関する事項のほかに、ただいま委員が御指摘されましたような、国民の皆さん方に提供するサービスその他、業務の質の向上に関する項目ということで、効率化ではなく、サービスの質の向上などを含めた総合的な評価というものを盛り込ませていただいているところでございます。

○井上(喜)委員 終わります。

○保利委員長 次に、岩國哲人君。

○岩國委員 民主党を代表して、行政改革全般について、総理初任担当大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

まず最初に、小泉総理の就任以来、改革について非常に熱意を燃やしていらつしやる、国民も、また我々も大変期待しているところでありまして、私も、改革といひましても、中身は改悪から改革までいろいろあります。方向もいろいろ違つております。そういった点につきまして、最近の特殊法人を中心としたしまして、総理自身が、どのような信念、どのような理念で日本の行政改革を指導しようとしておられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

まず、この行政改革そのものについて、最近では、道路公団の問題にしましてもあるいは特殊法人の問題にしましても、一般の国民には、組織をくつたり離してみたり、その場その場で、説明を聞いても、一体それが国民の生活にどれだけ

プラスになるのかよくわからない。行政というのは、私は、本質的に国民の暮らしに一番身近なものであるべきだと思っております。例えば、役所仕事をどのように改善していくのか、どれだけコストが下がるのか、どれだけサービスが上がるのか。

そういう点について、今から十年前でありましたけれども、アメリカのフォーブスという雑誌が特集を組んでおりました。これは、サービスは下がる、税金は上がる、何事だ。タイトルは「アンフェア」、これはデモ行進ですけれども、アンフェアというのは、日本の辞書には、公平でない、公正でないという書いてあります。しかし、アメリカ人の辞書には違ったことが書いてあります。ひきょうだ、ずるい、悪いと書いてあるんです。それぐらい意味が強いわけです。あの男はアンフェアだと言われたら、あの男は最低だという意味です。

アメリカ人が何に対してひきょうだ、ずるい、悪い、最低だと怒っているのか。役所仕事に対して怒っているんです。税金は上がる、サービスは下がる、何事だ。税金を上げるならサービスも上げる、サービスを下げるなら税金も下げると言っているんです。当然のことだと思えます。これは、一九九一年、まさに鈴木行革審が我が国においても行われたそのときと軌を一にして、アメリカにおいても役所仕事に対する不満が燃え上がっております。今回の特殊法人の改革につきましても、いろいろな努力がなされているとは思いますが、この結果として、どれだけコストが下がってサービスが上がるのか。

あるいは、いわゆる役所仕事、一般にはお役所仕事と「お」の字をつけて敬語でもって言われていますけれども、実際には、あれは敬語ではなくて軽べつ語だと思います。私が出雲市長に就任したときも、お役所仕事、お役所仕事と皆さんが「お」をつけておっしゃいますけれども、お役所仕事と言うときには、あの仕事はいい仕事だ、お手本にしなきゃいかぬ、神棚に上げて拝まなきゃ

いかぬ、そういう意味ではなくて、あの仕事は最低の仕事、まねをしてはならない仕事、一番能率の悪い仕事。日本語の中で、「お」がついて敬語にならないで軽べつ語になっているのはあの言葉だけだということがわかりました。まさにお役所仕事の改革が必要だと思えます。

総理、そこでお伺いいたします。もう少し、日本の行政の一般の納税者に一番身近なところで、なるほど、小泉改革で役所の仕事はこんなふうに変り出したと思わせる一つの点は、窓口サービスの改善もあると思えます。もう一つは、年号を、いつまでも、やれ平成だ昭和だばかり使わないで、二十一世紀になって、もっとわかりやすく、よその国と同じように西暦を使ってみせる。役所の文書から変り出した、これも一つの国際化であり、文書の合理化にもつながっていくと思えます。

総理自身は、こうした役所の業務の改善、合理化、能率化あるいは国際化という観点から、西暦を使うということについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。昭和五十三年から平成五年までこの事業はかかりました、はい、何年かかりましたか、そのたびに、あるいはしない昭和七十年かなんかに換算して、それからまた引き算して、それでやつと答えを出す、いつまでこれを続けるんでしょう。役所の文書ぐらいいは西暦をきちつとつけることぐらい、私は国を挙げて、そのようなわかりやすい行革、わかりにくい行革は国会でやる、わかりやすい行革はまずやれることからやってみせる、そのような方向が、行革というのには、こういうわかりやすい、そして、一般の生活に身近なものなんだということをはからせる上で、私は大切なことだと思えます。総理の御所見をお願いいたします。

○小泉内閣総理大臣 元号と西暦、これは西暦だけに統一すれば確かに簡略化という面はあると思いますが、元号というのは、我が国において、長年、伝統と歴史があります。また、国民にとって、多くの国民が、元号に対して、否定的という

よりも、むしろ愛着を持っている。そういうことから、我が国においては元号法というものの制定されて、現在でも、明治の時代、大正の時代、昭和の時代、平成の時代と、事あるたびによく取り上げられるということでもあります。

そういうことからしまして、私は、両方使われているいいんじゃないか、元号が使われているから特別に支障があるということでもないと思っております。

また、西暦ということになりますと、これはキリスト教に関係する一つの年号の使われ方でありますが、これは今現在、世界的に用いられていることでもあります。一方では、西暦だけでもないということもあると思えます。それぞれ国には歴史があり、宗教があり、伝統があり、そういうことから、日本の独自の歴史、伝統を大事にしながら世界の普遍性にも注目するということが大事ではないかな。私は、殊さら、元号を廃止して西暦に統一すればすぐ便利になる、また、便利になればそれでいいという問題でもないと思っております。

○岩國委員 そうした、元号にこだわるといふことではなくて、外国へ行けば、この日本の元号制度の歴史そのものは総理も御存じだと思いますけれども、もともとは北東アジアで始まって、今中国と言われる地域が使い、今朝鮮半島と言われる地域が使い、そして我が国に伝来し、そして、後ろを見たら、いつの間にか朝鮮半島も中国も全然元号を使っておらない。今、このアジアの中で、日本だけがまだ元号を使っておる。

もちろん、総理のおっしゃる通りに、日常生活その他のところで区切りをつけるという点では便利な点もありますから、私は併用すべきだと思うんです。朝日新聞でも読売新聞でも、ちゃんと西暦と年号と併用して、それで一向に抵抗もなければ、むしろその方が便利がいい。私は、日本の公文書も、一般に読まれている、ほとんど多くの人が読んでいる新聞と同じように、そういった併用することから始めた方がいいと思うんで

す。何も年号制度を廃止しろとかいうことではなくて、また、今たまたま、西暦はキリスト教云々というところをおっしゃいましたけれども、確かに出発点はそうかもしれませんが、しかし、世界のキリスト教でない人は、みんなそれを受け入れて使っているわけです。

では、日本は年号を使っているんだしたら、日本人は何教なんですか。ちよつと総理のお考えを聞かせていただけますか。西暦を使っている人はキリスト教だったら、年号を使っている日本人は何教なのか。

○小泉内閣総理大臣 日本人は、キリスト教信者もいるし、仏教信者もいるし、イスラム教信者もいるでしょう。やおよろずの神、家庭内には神棚もあるし仏壇もある、クリスマスになれば教会にも行く、お正月になれば神社にも行く、極めて融通無碍といえますが、非常に宗教に関しては寛容な国民だと思えます。

一番多いのは仏教で、やはり先祖を大事にするという面が一番多いのかなと思っております。

○岩國委員 そのように、何教がよくわからない、雑教なのか、混乱教なのか、仏教なのか。仏教の場合には、特にこだわった年号というのはないわけですから、私は、日本の場合には、西暦を文書の中で使っていくということについてはそれほど大きな抵抗はないし、デメリットがない点であれば、むしろ、今後の能率化、そういった点から、まず西暦を併用する、少なくとも原則は西暦にする、そういったところから、役所仕事は変わったんだ、文書は変わっていったんだ、これが行政改革の一環なんだというふうには持つていくべきではないかと思えます。

次に、行政サービス、特に窓口サービスについて、多くの役所は土曜日と日曜日と閉めております。しかし地方の、特に地方自治体においては、月曜日から金曜日の間になかなか行けない、最近では共働きの御夫婦もふえています。出雲市は、平成元年からずっと、土曜日、日曜日、窓口をあけ

て、あけてあけてあけつ放し、一遍も閉めたことはありません。市民の皆さんから喜ばれている。土曜日、日曜日、窓口をあけて、職員の数をやしたか。職員の数は減りました。なぜ減ったか。土曜日、日曜日、サービスつき、ショッピングつき、駐車場つき、そういうショッピングセンターでやっていますから、便利がいいから月曜から金曜日のお客さんが減る。減った分だけ、十人並んであったカウンターの職員が七人で済む。出雲市役所が今でも三割少ない七割の職員で十割の仕事をやっているのは、土曜日、日曜日あけているからなんです。

開めれば開めるほどコストは安くなる、それは行政の世界には必ずしも通用しません。極端に言えば、月曜だけあけてほかは全部閉めてみたら、月曜おいでになるお客さんに対応するのにそれだけの職員を採用しなけりやならない。開めれば開めるほどコストは上がるんです。出雲の実験の場合には、土曜日、日曜日あけたために、少ない職員でそれだけ対応ができる、五日分においでになるお客さんを七分に平準化することになりますから。サービスはあやす、コストは減らす、それが実現できています。それだけ、当然あえていくはずだった人件費もふえないままに、あやすべきだった職員の数もふやさないままに、同じ規模の予算の自治体に比べて七割の職員でやれるのは、土曜日、日曜日あけて、お客さんをそこで対応しているからなんです。

こういうわかりやすい、一般市民に、納税者に、なるほど役所がサービスよくなった、だからお役所、役所は役に立つところと書いてあるんだ、お役所仕事というのはこういうことかと思わせるような、それが私は本当の行革じゃないかと思うんです。

例えば道路公団の改革にしても、上下一体、上下分離、一体それがわかる人がどれだけいるでしょう。私の世田谷でも、百人にせいぜい二人ぐらいなものです。どこへ行っても、百人に一人もわからないぐらいのところなんです。上下一

体と上下分離のどちらがいいか、そういうわかりにくい行革よりも、私は、もつとわかりやすい行政改革、役所仕事の改善というのはこういうふうに進めているんだということもわかつてもらうこと、私はそれが、地味ではあるけれども、取り組むべき一つの大きな課題だと思います。

この間、石原行革大臣にも同じ質問をいたしました。残念ながら、石原大臣はそれほど熱意がありませんでした、こうした役所仕事の改善ということについては。

しかし、大きな行革という仕事に取り組み以上は、私は、一般の納税者、市民の皆さんに、ああ、役所仕事は小泉さんになってからこういうわかりやすいところが変わってきたんだと理解していただくこと、それが政治にも行政改革にも関心を持っていただくことだと思いますけれども、総理、ぜひ、そういった窓口サービスを至るところまでも行政改革をさらに徹底していくというお考えがどうか、御所見をお聞かせいただきたいと思っています。

○小泉内閣総理大臣　ただいま御指摘の点、サービスをいかによくしてコストを下げるかというのは、行政改革におきましても大事な視点だと思っております。

組織論あるいは制度論のほかにも、運用論、これは大事だと思っております。現に、中央の役所よりも地方自治体の役所でかなりサービスがいい点があれば、それを見習うべきだと私は思っております。あるいは、役所の仕事、役人がやる仕事と民間人のやる仕事におきましても、民間人の仕事の方がサービスがよくて効率的であれば、当然それに委託していけばいい。現に、地方自治体においてはそういう市があります。

私自身も、そういう市のいい点を見習って、中央でもいいところはどんどん取り入れていくべきでないかということを示しておりますし、今言われたように、土日窓口をあけてかえって負担が軽減されているという点は、これから大いに参考にしていくべき課題であると思っております。

○岩國委員　平成元年、総理が当時厚生大臣として出雲市を訪問していただきましたときに、出雲市が始めた総合福祉カード、ICカードを使ってこれからの診断あるいは治療をもっと合理化していくという試み、総理は、率先して厚生大臣としてもこういったことは応援していきたい。私はそれを、小泉厚生大臣のそういった行政改革、役所仕事にチャレンジしていく、そういう精神と受けとめて、大変感銘を受けたことがあります。

ぜひこうした、中央省庁の改革だけではなくて、地方分権の時代だから地方の自治体のサービス改善は地方に任せる、そういう態度ではなく、私は、国も地方自治体も一体になってそういう行政に対する信頼感を取り返すこと、そして納税者の不満を解消していくこと、そのためには、できるところから、役所は変わってきた、役所は工夫してくれた、サービスがよくなったということを思わせるようなこともぜひ並行してやっていただきたいと思っています。

残念ながら、国の財政健全化のためには、これからどうしても納税者の皆さんにはいろいろな負担をお願いしなきゃならない時期を迎えているがゆえに、私は、そういった役所仕事に対する信頼感を回復するためには、総力を挙げてきめの細かい指導も地方自治体にはなされるべきだ、そのように思います。

例えば、道路問題の改革について伺いたいします。

先ほど、上下一体、上下分離、我々国会議員でもなかなかどろろがいいかわからない、あるいは、ああいう諮問会議、顧問会議をやっている、発言していらつしやる方も、どっちがいいかわからないで発言していらつしやるんじゃないかなと失礼ながら思うことがあるわけなんです。

道路というものは、この間同じ質問を石原大臣にいたしました、道路は基本的には無料で開放すべきものだと石原大臣もおっしゃいました。私も

同じ考えです。納税者の税金でつくり、そしてアメリカでもドイツでもイギリスでも、全部無料で開放しています。だからこそ自分たちの税金が生かされている。自分たちの道路を自分たちが無料で走る、これは当たり前。だからアメリカは、無料だからフリーウェイと言っています。日本は高いからハイウェイと言っています。同じ高速道路でもこれぐらいの格差があるわけです。ハイウェイと呼ばせるから、納税者から見たら税金が高いという意識にどうしても結びついていくんです。

国が高速道路、基本道路をつくるというのは、私は国の義務じゃないかと思えます。国土防衛の点からいっても、あるいは災害に対応する点からいっても。阪神大震災のときもそうでした。あのときに日本海側にもっと立派な高速道路があれば、あの九号国道という細々とした道に役に立ちましたけれども、いざ災害があっても安心だ、国土を防衛する上でも安心だ、自衛隊がすぐにどこへでも移動できる、そういう国土防衛のために、災害対策の上にも、基本的な高速道路は国の責任で国がつくるというのは、これは国家の一番大切な義務じゃないでしょうか。

それを銭もうけのために、もうかるからつくる、もうからないからつくりたくない、まるでこれは商人国家みたいなものです。私は、しっかりと道路をつくり、つくった上は無料で、毎日毎日戦争をやっているわけじゃありませんから、開放すべきだと思えます。アメリカもあれだけ立派な高速道路をつくり、戦争の好きなブッシュさんでも毎日戦争をやっているわけじゃありませんから、フリーで、無料で開放しているわけです。

道路は国民の手に返す、野球でいえば直球でノーバウンドで国民の手に返してみせる、それが小泉さんらしいわかりやすい改革だと私は思いますけれども、いかがですか。

○小泉内閣総理大臣　それは道路も、税金なり国民の使用料なりで負担し、また新たな道路をつくっているわけでありまして。基本的な道路はただ

したいところでありませうけれども、いろいろな問題点があるがゆえに、お配りしましたように、我々としては賛成しかねる法案が二十三あるということをお願い添えて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○保利委員長 次に、都築議員。

○都築委員 自由党の都築議員です。

久しぶりに小泉総理に質問する機会をいただきました。今回、特殊法人改革ということで四十六の法案が出されました。しかし、実質わずか六日間という、大変短い、限られた時間の中で、本当に審議が尽くされたのかという思いが私はいたしております。しかし、この限られた時間の中でも、随分多くの問題点が各会派から指摘をされたわけでありまして、私自身、これでは本当に改革の実質は全く上がっていないのではないか、こんなことについて小泉総理に聞いていきたいと思っております。

今回の独立行政法人に改めていくということについて、正直申し上げて、例えば、役員の数とか、あるいは退職金の額とか、あるいはまた給与の額を少し削りました、これが改革の実効性です、こんなことを言われておりますけれども、では、それで本当に何になつたのか、こんな思いがするわけでありませう。

例えば、今、大きく政官の問題が取り上げられるときよく言われるのが、政官業の癒着の問題でありますし、また実際に官庁利権の温存の問題でありますし、あるいはまた、じきに、このままだけが非効率な構造になつてしまいかねない。そういうものを本当にどうするんだらうか。

そういったことを考えたときに、今回の改革自身が、私が考えるには、大きな政治行政改革あるいはまた社会構造の改革の中で、この特殊法人といったものの改革がどういう位置づけであったのか、それと同時に、どういうふうにはかの改革と関連をさせながらやっていかなければいけないのか、そういったビジョンが小泉総理初め担当の石原行革大臣にも全く欠けておつたのではないかと、

こんなふうな思ひであります、いかがお考えでございますか。

○小泉内閣総理大臣 人にはそれぞれの見方があると思いますが、行政改革の一環として特殊法人改革も重要な。わけでも、役所でもやんなきゃならぬ仕事、あるいは役所でも民間でもできる仕事、長年時間がたつて廃止してもいい部門、あるいは廃止も、民間委託、民営化もできない、やはり役所本来の仕事という問題、いろいろ仕分けができると思ひます。

そういう観点から、私は、特殊法人の改革の問題というのは、特殊法人の役員の数とか、あるいは人員の削減とか、給料の問題とかいうだけでなく、いわゆる行政の改革、財政投融资制度、さらに郵政三事業の問題に結びつく非常に大きな改革だと思ひます。

そういう中で一番わかりやすいというのが、よく言われております特殊法人、今自由党は全廃せよという方針だと思ひますが、それぞれの意見がありますから、今民営化なり廃止できないものは独立行政法人となりますが、今後見直していつて、さらに、時代の進展に合わせて、廃止できるものは廃止する、あるいは本来役所がやるものは役所に吸収していく、あるいは民営化できるものは民営化していくということも、時代の進展に従つて、これから独立行政法人になる法人も、そういう時代の趨勢をにらみながら見直しは行つていかなきゃならない問題だと思ひます。

○都築委員 時代の趨勢をにらみながらというふうなお話でございますが、私自身は、もう既に時代がここまで至り着いている、ここまで来てしまつていて、そんな思ひがするわけでありまして、国と地方の借金を合わせて七百兆円とか、あるいはまた今回の、例えば通常国会のときに見られた多くの政治家の腐敗あるいはまた口ききの問題、こういった問題を考えてときに、今、中央官庁に金と力が集中し過ぎていて、それに業界も、あるいはまた地方公共団体も、みんな群がっている。そこに国会議員が口ききをする仕組みができて

上がつてしまつていて、そういったものを今既に改革しなければならぬときが来ている。

そういう認識で、私も自由党は、すべての特殊法人を全部やめてしまつて三年間で片をつけろ、そして、どうしても本場に必要なものについては、もう一度必要ですということでは法案を出し直してきてもらつたら、それを一本一本丁寧に審議をして、そして、事業の必要性から、組織、人員の体制から、予算のつけ方から、あるいは事業の評価の仕組みまで、しっかりと議論しましう、こういうことで提案をしたわけですが、今回四十六本どつと出てきて、六日間、八時間やつたとしても四十八時間、一本一時間もかかつていないんじゃないか。

実は、正直言つて、私は何本か見ていますけれども、一問も質疑がなされていない法案がある。それは、みんなが満足しているわけじゃないんですよ。そこまで回る時間がないわけですよ。そんな状況で、本場にこれで改革になるのか、こんなふうに私自身は思ひます。野党の委員の皆さん方もみんな同じ思ひで、しかし、大変重要な問題について集中的に審議をやつていくから、忘れられてしまつた法案は何かみんなオーケーだ。

私なんか、国民生活センターとかあるいはまた万国博覧会協会とか、いろいろ質問させてもらいました。何でこれが全く民営化できないのか、あるいは、国が業務を吸い上げて、それを民間に委託するという方式でもっと効率化できるんじゃないか、単なる役人の天下りのポストをつくるためだけに実は独立行政法人に変えていくということ、本場に国民の信託にこたえるような改革になつていくのか、また国会の議論になつていくのか、こんなふうな思ひがあります。だから、総理、ぜひそこを本場にお考えをいただいて、これからまだまだやっていくというんだつたら、しっかりとやっていかないと。

ただ、私はちょっと皮肉なお話をさせていたいただきますが、実は、総理が道路公団の民営化ですつ

たもんだし、また、郵政民営化の問題でこれまたすつたもんだ今までしております。しかし、何か抵抗勢力だ守旧派だ、どうのこうのと総理がやるたびに、みんなおもしろくて、わあわあ言つてテレビにかじりついて見ておりますけれども、おもしろいだけでやがて悲しき鵜飼いかなじやありませんけれども、実は事態はますます悪化して、ますます深刻になつていくんじゃないか。その一つの例が、私は年金資金運用基金だと思ひます。この間坂口大臣とも、温厚な私が温厚な坂口大臣とやり合う羽目になつてしまつたけれども、実際に、小泉総理が厚生大臣のときに、年金福祉事業団をやめろ、こう言つて、私はやめたと思ひましたら、何か年金資金運用基金というものに衣がえして、資金運用からグリーンピアから全部そのまま引き継いでやつていた。

では、過去の実績はどうだったか。自主運用を、この年金原資の百四十兆円のうちの四十兆円を運用させたら、累積が三兆円にもなつていく。そして、ことしの四月から六月のわずか三カ月で、実に八千三百億円の赤字をつくつてしまつた。

八千三百億円といつたら、繰り返しになりますけれども、いいですか、国民基礎年金、国民年金に加入している、いわゆる基礎年金の加入部分、十六万円です、年間。その五百万人分の年金保険料をわずか三カ月間の運用でバアにしてしまつた。一体だれが責任をとるんだといつたら、理事長は相変わらずのうのうと給料を取つて、そして退職金もたつぷりもらつていく。こんなことではないんですか。あなた自身が責任をとるべきじゃないんですか、どうですか。

○小泉内閣総理大臣 年金福祉事業団を存続させていたとしても無責任体制になつていたんですよ、やらなくてもいい仕事であつたから。だから、私は廃止すべきだと言つたんでしよう、全部廃止しろと。

では、今廃止してどうなるのか。具体的な提案は歓迎します。ここは廃止できる、ここは民営化

できる、自由党が具体的に提案していただくならば、これからの参考にしていきたく思っております。

○都築委員 正直申し上げて、私どもが提案をしておりますのは、そういった事務事業の全部の見直しも含めて、社会保障制度のあり方全部も含めて、実は「日本再興へのシナリオ」という中で基本政策として掲げております。だから、特殊法人の廃止といったものも、実は、政策的には社会保障制度をどう改革するかということで裏打ちをされておるわけです。提案はさせていただいております。

だから、総理が時々、野党に対して、提案をしていただければ考えますと言う前に、まずあなたの方々が、それこそ百三十万人の国家公務員を抱えて、大シンクタンクを持っているわけですから、ぜひ堂々と改革の議論を進めていただきたい、こんなふうに思います。

時間が参りましたので、私の質問を終わります。

○保利委員長 次に、春名真章君。

○春名委員 日本共産党の春名真章です。

総理は、改革なくして成長なしと唱えられて、その一環としてこの特殊法人改革を提案されてこられました。しかし、この改革は単なる看板のつけかえだ、改革の名に値しないということが審議でも明らかになったんじゃないかと思えます。そこで、私は、肝心の経済対策、不況対策について、端的に総理に御認識を伺いたいと思います。言うまでもなく、経済の内需を支える二大主役といえますのは、御存じのとおり、設備投資と個人消費です。中でもGDPの六割を支える個人消費の回復は、経済の再建にとって決定的な位置と重みを持っていると私は思います。ですから、私たちは、国民生活の再建なくして日本経済の再建なし、こう考えます。今国会でも、そういう立場から、新たな国民負担増政策を次々やれば、この日本の経済の再建ができない、国民生活の再建どころか破壊になる、こういう立場から論戦をして

まいりましたけれども、総理は、そこについて真剣に聞くという耳を持っていらつしやいませんでした。

私、最近、国民の生活がどうなっているかということをしつぱい具体的に紹介したいんですが、これは十月十七日の日経新聞で、家計の過剰債務問題というのが特集されているんです。

その中で、例えばクレジットカードの不払いなんですが、今まで比較的若者に多かったんですが、最近、働き盛りの四十代、五十代の人がどんどんふえていて、自己破産の申請件数が今激増して、ことし初めて、棒グラフですけれども、二十万件を超えるだろうという大変な予想がされているということなんです。これは、失業で収入が突然減ってしまつて払えなくなる、つまり突然死型の破産がふえているというのが特徴だということです。

それから、住宅ローンの返済の焦げつきがふえて、ローン残高の四割を占める住宅金融公庫では、公庫住宅融資保証協会が債務を肩がわりする代位弁済額、これが二〇〇一年度で二千七百億円、一万七千件、過去最悪を記録している。当然所得が激減をして、ローン返済の占める割合が所得の中で激増している。これがグラフなんです。例えば上のグラフ、これはことしの八月なんです。住宅ローン返済に返済している世帯の中で、どれぐらいサラリーマン世帯の中で返済しているかという割合なんです。二四％まではね上がっている。これは八月単月なんですけれども、ぐんと上がっているわけですね。こんな事態になっている。

それから、全国私立学校教職員組合連合会の調査では、私立高校一校当たりで平均十三・五人の方が学費を三カ月以上滞納して、理由に父親の失踪、死亡などを挙げるケースがふえている、こういう状況になっている。

つまり、総理、今こういう国民生活の根本が脅かされるような大変深刻な事態になっていて、そのことが経済を立て直す上で足を引っ張っている。

る、こういう御認識があるのかどうか、これをまず、基本認識ですのをお聞きしたいと思えます。

○小泉内閣総理大臣 最近の経済情勢、厳しい状況が続いていると思えます。民間消費支出のお話もありましたが、GDP統計では四期連続プラスという状況であります。これが必ずしも底がたいたものでもない、世界的な状況もあると思えます。そういう中で、住宅ローンとか、あるいは教育費の問題、困難に直面して、どうやったらいいかと困っている方もたくさんいるのは事実だと思えます。

そういうことに対して、今後政府として、不良債権処理を進めていく上において、どのような安全網対策あるいは総合対応策が必要かということに對しまして、十分配慮しながら対策を打っていくべきかぬというふうに認識しております。

○春名委員 国民生活は深刻で配慮しなきゃいけないということはおっしゃったと思うんですが、ただ、私が憂慮しますのは、今でさえこういう深刻な状況になっているのに、小泉内閣のこれからのプラン、メニューを見てみると、より一層生活を、家計をだめにしていく方向のプランしか見えてこないというこの問題について、どうお考えになつていらっしゃるんでしょう。

例えば、この不況の中で行われているこの臨時国会では、経済対策としてやったことのひとつといえば給与法の改正ですね。これは〇・一％から〇・二％GDPを引き下げてしまうような事態になって、七百五十万人の労働者に影響が出る、こんな事態になる。それから、企業が競い合つて今リストラをして人件費抑制を強行しています。で、ことしの冬のボーナスは前年実績比で六・五％減で、平均四十二万四千八百円。減額になって、冬のボーナスは過去最悪、これはUFI研究所の試算なんです。こんな事態が十二月に待ち受けている。

加えて、私たちが主張しておりますように、来年四月からの介護保険料の値上げ、それから医療費の三割負担の実施、そして雇用保険料の引き上

げ、年金給付の切り下げ、三兆円以上の負担がこれからかさつてくるということになる。先日は、政府税調が、配偶者特別控除の廃止を確認したという。もし実施をされれば、一千二百万人の方に五千億円の増税になる。外形標準課税の導入も計画をされています。

総理がやるうとしていくプランの中に、家計を温めるどころか猛烈に冷やすプランしかないじゃないですか。こんなことを実施したら経済にどんな大きなマイナスになるのか、取り返しのつかないことになるんじゃないか、総崩れになるんじゃないかという新聞、いっぱい指摘されています。こんな認識はないんでしょうか。本当にこのまま突き進んでいいのか、このことが問われているんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

○小泉内閣総理大臣 民間企業もそれぞれ、この時代に生き残るために必死だと思えます。競争相手がたくさんいる、そういう中でリストラしないと競争に勝ち抜くことはできない。できれば給料も上げたいでしょう、人員もふやしたいでしょう。しかし、他の競争相手のことを考える、また自分の会社のことを考えるとそうもいかないというところで、合理化に必死になって今努力している最中だと思えます。

国もそうです。今まで借金政策、かなり展開してまいりました。金利も下げてまいりました。しかし、これがなかなか機能しないということから、民間のリストラが進んでいる、国がこのままではいかぬということで、官の方の改革が叫ばれて久しかったわけでありまして。私どもとしては、その官の改革、今着手しました。

これから、今言われました保険料とかあるいは医療費の負担等、例を挙げられましたが、これも考えてみれば、その負担をしないと結局だれがどこで負担するかという問題が出てまいります。単に、税金で負担すれば国民に負担がないかというところでもない。減税しろという一方の議論ばかりしていますと、これまた財政はどうするかという問題が出てくる。国債を発行して税負

担を軽減すれば現在の人は痛みがないかもしれないけれども、じゃ将来の世代はどうするのかという、いろいろな総合的に勘案しなきゃならないのが改革であります。

○共産党の立場はわかりますけれども、共産党は一つの考え方の立場に立つて展開しているのはわかります。そうした場合には、ほかの作用、反応はどうなるのか、税負担はどうなるのかという点も考えなきゃいかぬ。一面で、私は、負担がふえるということでは負担をせずに税で負担せよという問題も、これは必ずしも国民の負担が軽減される問題でもございません。やはりそういう点をよく考えなきゃいけない問題だと思っております。

○春名委員 時間が参りましたので終わります。が、制度を維持するということを言われるんですけれども、それは国民の暮らしがしつかりそこにあつて、経済がまともになつてこそ制度が維持できるんでしょう。

そして、財政はどうするかという話がありました。が、まだまだまだ違い、いっぱいあります。四十五兆円の公共事業をどうするのか、こういう問題もあります。そこにメスを入れる。今やらなきゃいけないことは、これだけの経済の大変な事態の中で、こんな負担増を国民に押しつけたら、本当に取り返しのつかないことになる、そういう認識で物事に当たるべきだということを私ははっきり申し上げておきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○保利委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社会民主党・市民連合の菅野哲雄でございます。

六日間にわたる質疑の最後になりました。この間、十分に審議が行われたかといえ、不十分と言わなければならないというふうに思ひます。が、この特殊法人改革は今回で終わりではなくて、これから長く議論をしていかなければならない大きな課題だといふふうにとらえているものでございます。

特殊法人改革を議論する場合、これからもう

なんです。が、国民利用者へのサービス向上に向けた改革への徹底した政策論議が必要であります。業務内容や事業執行の状況以前に、私は、総理、政策決定過程の検証が大事であるといふふうに思ひます。

例えば本四公団、橋を三つつくろうと思つてつくったのではなくて、政治が決定し、行政が指示した内容に従つて事業を執行してきた、これが事実だといふふうに思ひます。道路公団もさまざまな問題がありながら、建設決定は総理が議長となつて国幹審で決定して、大臣の施行命令の形で出された指示に従つて事業を執行してきたのであります。

改革するというなら、政策決定自体の透明性をどう担保していくのか、この検証や、これまでとつてきた反省といふものがあわせて行われるべきだといふふうに私は思ひますが、小泉総理の見解をお聞きしたいと思ひます。

○小泉内閣総理大臣 本四架橋の例を出されましてたけれども、これは確かに政治が決定して、その政治の決定に行政が従つたといへば、そうだと思います。そういう観点から、国の関与がいろいろ場合と、国の関与が大き過ぎるとこれは後々国民負担になつてツケが戻ってくるという問題、ケース・バイ・ケースだと思ひますが、いろいろあると思ひます。

今回、このような特殊法人の問題につきましては、どうしても国の関与の必要性の高いもの、民間ではできない、あるいは廃止もできないという法人については独立行政法人という形で残したわけでありまして、今後も不断の見直しが必要だといふ点におきましては否定するものではございません。むしろ賛成であります。

また、政治主導といひますけれども、これは、政治家といふのはやはり住民の意見を聞かないと、次の選挙といふものを考えるとむげに否定するわけにはいかぬといふ面も一面ではあると思ひますが、やはり国全体のことを考えますと、一地域の負担といふのが国全体の負担にかかつてくる

という問題も考えなきゃいかぬ。必要なものと必要なものの見分けといふのはいつの時代でも大事だと思ひますが、政治主導、そして行政の役割、民間の役割、これはやはりそれぞれの時代においてしっかりと見きわめるといふのが政治の場においても大変重要だと思ひます。

○菅野委員 総理、今、政治主導という言葉を使われていますが、今、特殊法人改革で議論しなければならぬことは、先ほどから議論されているように、政治主導が積み重なつてきて今日まで来ているところを、私は、総理大臣として反省すべき点は反省して、今後、政策決定の段階でどう透明性を確保、担保していくのかという点をしっかりと位置づけなければ、今後も同じようなことを繰り返すのではないのかな、そういうことを申し上げております。

どうか、総理大臣として、この政策決定段階の透明性という部分をどう考えているのか、再度はつきり示していただきたいといふふうに思ひます。

○小泉内閣総理大臣 特殊法人の改革につきましても、これは透明性が必要である。情報公開等、あるいは財務の問題につきましても透明性の確保といふのは重要な視点であるし、これから、そのような御意見に対しましては真剣に受けとめて、より国民がわかりやすいような会計制度、あるいは事業の必要性という点は留意していかなくやらない問題だと思ひます。

○菅野委員 それでは次に移りますが、独立行政法人に移行していったとしても、日々改革の努力といふものは行われていかなければならないといふふうに思ひます。その改革されるべき問題点といふものは、その所在といふものは、現場の労働者や利用者が率直につかんでいるといふふうには思ひます。そして、そういう意味では、当該法人の労働組合とも十分な事前協議や、当該法人の事業を利用している利用者の意向も十分尊重した改革に今後結びつけていかなければならないといふふうに思ひます。

労働組合は、労働条件の向上を図ることは当然としながらも、労使協議に基づく政策提言も行ってきております。このことも大事にしていかなければならないと考えておりますし、組織形態にかかわらず、事業、業務の見直しは日常不断に法人みずから行うべきであつて、サービスの向上に向けた効率的な業務執行を図るために、日常的に法人の労使が話し合つて決めていくシステムといふものも実現すべきであるといふふうに思ひます。

総理大臣、今後に向けてどういふふうにかつてくるのか、この日常的に話し合えるシステムの構築といふ視点をどう考えておられるのか、お聞きしておきたいといふふうに思ひます。

○小泉内閣総理大臣 行政改革の難しさの点は、いかなる法人でも、これが廃止されるということになると、そこに存在している職員の方々は必ず反対します。あるいは身分の問題においても、やはり身分の安定性を考えると現状維持がいいという理由もわからないではないと思ひます。

しかし、時代の変遷に従つて、これは現状の形態でなくても、現在の組織でなくても事業は展開できるのではないかとこの特殊法人改革を進めてきたわけでありまして、その際には、今あります法人の関係者あるいは職員等のこれらの雇用の安定策、こういう点につきましては、さまざまの機会を通じ、意見を伺つております。これから廃止される法人につきましても、あるいは民営化される法人におきましても、現在の職員の雇用の問題につきましても十分配慮していかなくやらないと認識しております。

○菅野委員 最後に申し上げますけれども、特殊法人から独立行政法人に移行していく、これで終わりではないといふふうに私は思ひます。国民や利用者への説明責任、そして情報公開の徹底はどなたといふにかかわらず、大きな課題は残つてい

るといふふうに思ひます。透明性が高く、国民利用者のための法人となるように、今後も、役員人事や法人運営の基本問題

等について、例えば第三者も参加した法人運営委員会なるものを、評価委員会は設置しますけれども、法人運営委員会のような組織を設けるなどして、その組織に国民利用者の声を反映させる仕組みというものが本質になって考えていかないといけないというふうに思っています。評価委員会はそれを兼ねるというこじやなくて、率直に国民利用者が物言えるような、意見が言えるようなシステムというものをつくるべきだというふうに思っておりますが、総理の見解をお聞きしておきます。

○小泉内閣総理大臣 今後の特殊法人あるいは独立行政法人のあり方につきましては、単に身内の方の意見だけでなく、国民的な、外部の意見も重要だという点については、そのとおりだと思っております。

そういうことから、今回の特殊法人改革はこれで終わりではなくて、今後不断に経営形態とかこの見直し、さらには透明性の向上、外部の評価、内意識を持たない広い見識のある方にもこのあり方について不断の見直しを行ってらおうということ、今九人の民間の有識者から成る行政改革参与会議というものを設けております。今御指摘の点も踏まえまして、常に、真に国民に必要な組織というのはどうあるべきかという観点から、今後とも点検、見直しを行っていききたいと思います。

○菅野委員 終わります。

○保利委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○保利委員長 これより各案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。山名靖英君。

○山名委員 私は、自由民主党、公明党及び保守党を代表いたしまして、ただいま議題となりました独立行政法人国民生活センター法案等特殊法人等改革関連四十六法律案につきまして、賛成の立

場で討論を行うものであります。

まず、特殊法人改革は、官から民へ、国から地方への流れのもとで、肥大化した公的部門を抜本的に縮小し、簡素、効率的、透明な政府を実現するために不可欠の改革であります。

同改革は、昨年議員立法で成立いたしました特殊法人等改革基本法に基づき策定された特殊法人等整理合理化計画に従って実施されているものであります。この整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めており、これまでに既に六十九の法人について具体的な措置が講じられたところであります。

今般の特殊法人等改革関連法案は、残りの法人のうちの四十九法人について改革を実現するためのものであり、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で、実施する必要がある事業を独立行政法人に移管するとともに、七つの特殊法人等について民営化の措置を行うものであり、その成立を強く望むものであります。

今回の法案審議を通じて、個別の法人が抱える課題や問題などが指摘され、熱心な質疑等が行われたところですが、今回の独法移行等はゴールでなくむしろスタートととらえ、法案が成立した後、役員のあり方、事業内容の見直し、厳格な業績評価の徹底など、引き続き適正な取り組みがなされるよう要請するものであります。

最後に、今回法案が提出されなかった法人についても、今後とも手綱を緩めることなく個別課題の検討、実施を進め、速やかに法制上の措置その他の措置がとられることや、今回の改革によつて設置される新法人について、改革の趣旨に沿つてその業務等が実施されているかなどの検証が行われ、改革が着実に進むことを期待いたします。私の討論を終わります。(拍手)

○保利委員長 次に、伊藤忠治君。

○伊藤(忠)委員 私は、民主党・無所属クラブを代表して、議題となっております独立行政法人国民生活センター法案等特殊法人等改革関連四十六

法律案に対し、一部賛成、一部反対の立場から討論を行います。

そもそも、特殊法人等の抜本的改革は、小泉内閣の目玉の一つでした。総理は、原則廃止、民営化という明確な指示を各省庁に出し、民でできることは民に、地方でできることは地方に任せるとの観点から検討が進められてきたはずであります。

しかし、今回の四十六法案、改革対象四十九法人を見ると、組織形態を独立行政法人に衣がえしたものが三十八法人と八割近くもあり、廃止、統合が五つ、民営化はわずか七つという状況であります。徹底した事務事業の見直し、整理合理化が進められた結果とは到底思えません。政府は、国の関与を残すべく、改革逃れの駆け込み寺に独立行政法人を活用していると言われても仕方がありません。

また、昨年四月から先行スタートした五十七の独立行政法人では、役員数が従前よりふえ、トップの大半は所管官庁からの天下りが占めています。民間の手法を取り入れ、業務の効率化、サービス向上を図るという独立行政法人本来の精神から、余りにもかけ離れております。この検証や総括なくして安易に独立行政法人に移行するやり方は、第二の特殊法人化するおそれ大いと考えます。

結局、今回の法案は、昨年閣議決定された特殊法人等整理合理化計画に基づいたものですが、そもそもこの計画自体が、小泉総理の当初の意気込みからはほど遠い、極めて不十分な中身であったと言わざるを得ません。

民主党は、国の事務の実施部門について、独立行政法人として外部化することには賛成でありました。しかし、その前提として、中央省庁の権限や財源について、官から民へ、中央から地方への振り分けを行い、その結果、中央省庁に残る事務について、外部委託などスリム化を図ることが重要だと考えます。また、民間からの人材登用も積極的に行うべきであります。

そうした観点から、民主党は、東京地下鉄株式会社法案など民営化を図るものや、徹底した業務の見直しを図りつつも独立行政法人化やむなしと考える二十三法案について賛成、事務事業の見直しが不十分で予算等が焼け太りしているもの、あるいは民間や地方に任せざるべき業務が多く含まれていると考えられる二十三法案については反対いたします。

民主党は、特殊法人という法人形態をすべて廃止し、官から民へ、中央から地方への観点から、今後さらなる行政改革に邁進していくことを明らかにして、討論を終わります。(拍手)

○保利委員長 次に、都築讓君。

○都築委員 私は、自由党を代表して、独立行政法人国民生活センター法案以下四十六件のすべての法律案に対し、反対の立場から討論を行います。

わずか六日間のこの特別委員会の審議がこれで終わります。しかし、果たして四十六件の法案が、この限られた時間の中で、その背景にある一つの特殊法人の実態、すなわち、業務の内容や必要性、予算執行の状況、そのための人員や組織体制、そして今日までの実績の評価などに及んで精査されたかといえは、とてもそんな状況にはなく、中には一問の質問も出なかつた法案もあるのです。それは、法案が満足できる内容だからという理由ではなく、問いただしていく時間が絶対的に不足していたからです。これでは、形式的には質疑の機会を与えながら、少数派の意見に耳を傾けるべき議会制民主主義の実質的な否定につながるものであります。

その意味で、自由党提案の特殊法人等整理合理化法案の方法による改革の道を選ぶべきであったと、今さらながらに、また今からでも悔い改めれば遅くないからと訴えたいのであります。

では、以下に反対の理由を申し述べます。まず第一に、今回の政府案自体の欺瞞性です。役員数、役員給与、役員退職金のカットを改革の旗印に掲げています。しかし、その程度のこと

で、そのまま独立行政法人に看板だけかけかえて、予算、人事、業務の実態などは変わらず、官庁主導の体制は微動だにしません。もともと、まないたの上のコイみずからが料理の仕方を与党政治家に指示しているがときこの改革案は、政治が国民の代表として機能すべき民主代表政治をも否定するものと与党の皆さんにも警鐘を鳴らさざるを得ません。

第二に、このような案のもと、事業実施や補助金、交付金の支給方法など、政官業癒着の構造や不正の温床となる仕組みは何一つ改革されていないのであります。

第三に、国民生活センター、万国博覧会協会などの業務を、なぜ国直轄にしたり財団法人など純粹の民間法人にゆだねたりできないのか。徹底的事業のあり方の見直しもせず、ただただ役人OBのポスト確保のためとなっていることは、改革の名にも値しないものだと思えます。

第四に、今回措置されなかった特殊法人、例えば年金資金運用基金などに火急の対応をすべきものがあるであり、それらを放置して改革と称するは、それこそ政治の怠慢と言わなければなりません。

第五に、以上のほか、独立行政法人に対する中期目標の設定、運営交付金の仕組み、存続する官庁と独立行政法人間の人事交流、評価委員会の評価の困難性など、形は整えても何一つ改革の実が上がると思えないのであります。

以上の観点から、政府提案の四十六法律案のすべてに反対することを改めて表明し、私の討論を終わります。(拍手)

○保利委員長 次に、藤木洋子君。

○藤木委員 日本共産党の藤木洋子です。

私は、日本共産党を代表して、独立行政法人国民生活センター法案等特殊法人等改革関連四十六法案すべてに反対の討論を行います。

すべてに反対する最大の理由は、今回の特殊法人改革の多くが看板のつけかえにすぎず、改革の名に値しないものだからです。

国民が期待する特殊法人改革は、むだな部分を思い切って削減すること、天下りをなくして癒着構造にメスを入れること、国民生活に必要な部門は拡大、充実すること、ここにありま。

ところが、本法案には、こうした内容の改革は皆無です。緑や自然破壊を引き起こし、多大な浪費を生み出した公共事業が依然として温存されている緑資源機構法案や水資源機構法案、大企業奉仕の技術開発事業のすべてを継承する新エネルギー・産業技術総合開発機構法案など、企業、業界支援、むだな公共事業推進部門などは温存されたままで。

国民の大きな批判が集中している官僚の天下りに、何らの規制がかけられていないことも重大です。

高級官僚が特殊法人の特定のポストに就職し、数年勤めて高額の退職金を手に入れ、さらに関連ファミリー企業の役員に天下り、仕事を回す、この利権の構造こそ真先に改革すべきです。

ところが、今回の改正では、天下りを受け入れるかどうかは独立行政法人側の判断とされ、その規制は全く放棄されています。役員ポストを減らしたとはいえ、その多くが、将来、官僚の天下りによって占められることは想像にたくありません。天下りは、民営化してもなくなりません。それ自身の規制が絶対必要です。

さらに重大なことは、国民生活と安全、文化や芸術の分野での後退が顕著であることです。

相談件数が全国的にふえている中で、国民からの直接の相談業務を廃止する国民生活センター法案、救済の文字を法人の名称から削り、健康被害救済業務からの後退を顕著にした医薬品医療機器総合機構法案などは、明らかに国民生活と安全の分野での後退です。また、日本芸術文化振興会法案は、本来自主的に創造的であるべき芸術文化活動に対する権力の介入につながるもので、こうしたことを独立行政法人化のもとに行うことは容認できません。

日本共産党は、真の特殊法人改革に全力を尽くすことを表明して、反対討論を終わります。(拍手)

すことを表明して、反対討論を終わります。(拍手)

○保利委員長 次に、日森文尋君。

○日森委員 私は、社会民主党・市民連合を代表し、ただいま議題となりました独立行政法人国民生活センター法案等特殊法人等改革関連四十六法案につきまして、そのうち八法案に反対の立場で討論を行います。

特殊法人には、責任体制のあいまいさや経営の自律性の欠如、天下りの固定化、情報開示の不徹底、運営実態の不透明さ、組織・業務の自己増殖、むだな公共事業の実施によってつくられた巨額債務による財務の悪化、ファミリー企業など子会社のあり方を初めとするさまざまな問題があることを指摘してまいりました。

これらの問題の背景には、政官業の癒着構造、自民党の支配があると言わざるを得ません。もともと特殊法人は、国家的責任を担保しつつ、できる限り経営の自主性と弾力性を認めて能率的経営を行わせようとするものであり、いわば公共性と企業性の調和を理念として設けられたものです。しかし、今回多くの特殊法人が移行する独立行政法人は、イギリスのエージェンシー制度をモデルにして導入されたものですが、実はそのエージェンシーは、日本の特殊法人を例にして導入されたものとされています。

なぜ特殊法人では失敗し、独立行政法人ならうまくいくのか、問題は制度論ではないということではないでしょうか。当該特殊法人が本当に国民のためになっているのか、国民利用者へのサービス向上に向けた改革への徹底した政策論議が必要であり、かつまた、政官業の癒着の道具となっていないのか、さらに、もともとの政策決定過程の検証をしつかりと見きわめた上で改革に取り組むことが必要であると考えます。

以下、反対する法案に対する主な理由を申し上げます。

国民生活センターは、チェック体制を強化すべきときであり、公的関与の強化が求められている

と考えます。

北方領土問題対策協会は、国が国家として条約交渉を行っているのであれば、政府として責任を持つて対応すべきであります。

平和祈念事業特別基金については、被侵略国側の展示や資料事業に拡大すべきであると考えています。

労働者健康福祉機構は、労災病院の独法化が含まれており、病院事業が独法になじむのかどうか大変疑問を持っております。

医薬品医療機器総合機構は、薬害問題の反省で分離した安全対策と業界振興を再び統合するものとなっており、また、製薬会社からの職員採用を禁じておらず、公平性が懸念をされます。

社会保険診療報酬支払基金は、引き続き公的関与が必要であると考えています。

水資源機構は、もともと緊急かつ広域的に水供給が必要な七地域に限ってできた特殊法人であり、既に役割が終わったと思います。

日本下水道事業団の地方共同法人化は、地方に任せるといながら地方への負担転嫁につながることも、下水道整備重視から高度合併処理浄化槽の活用へ転換すべきものと考えています。

以上、国民利用者のサービス向上の観点等に照らして大きな問題が残されているものについて、社民党は反対の立場をとるものです。

最後に、透明性が高く、国民利用者のための法人となることを願うとともに、改革の具体化に伴う働く者の雇用の安定に万全を期されんことを求め、討論を終わります。(拍手)

○保利委員長 これにて討論は終局いたしました。

○保利委員長 これより採決に入ります。

まず、内閣提出 独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人労働者健康福祉機構法案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案の各案を一括して採決いたします。各案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○保利委員長 起立多数。よって、各案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、独立行政法人水資源機構法案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案の各案を一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕

○保利委員長 起立多数。よって、各案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、独立行政法人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人農畜産業振興機構法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、独立行政法人国際観光振興機構法案、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案、独立行政法人自動車事故対策機構法案、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して採決いたします。

各案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○保利委員長 起立多数。よって、各案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法

案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、放送大学学園法案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人理学研究所法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、東京地下鉄株式会社法案の各案を一括して採決いたします。

各案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○保利委員長 起立多数。よって、各案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○保利委員長 この際、ただいま議決いたしました独立行政法人国民生活センター法案等特特殊法人等改革関連四十六法律案に対し、熊代昭彦君外四名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。金子善次郎君。

○金子(善)委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、社会民主党・市民連合及び保守党を代表いたしまして、独立行政法人国民生活センター法案等特特殊法人等改革関連四十六法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

独立行政法人国民生活センター法案等特特殊法人等改革関連四十六法律案に対する

附帯決議(案)

政府は、右各法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 特殊法人等の独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が充分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。

一 独立行政法人への移行後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

一 独立行政法人の長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう充分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。

一 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、主務大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

一 独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。

一 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程を通じて各委員御承知のことと思っておりますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○保利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

熊代昭彦君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○保利委員長 起立多数。よって、独立行政法人国民生活センター法案等特特殊法人等改革関連四十六法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、石原国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。石原国務大臣。

○石原国務大臣 特殊法人関連四十六法案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

御審議を通じて貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

ただいま御議決のありました事項につきまして、政府といたしましても、御趣旨を踏まえ、配慮してまいりたいと存じます。(拍手)

○保利委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○保利委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

第二類第七号

特殊法人等改革に関する特別委員会議録第八号

平成十四年十一月十八日

平成十四年十一月二十九日印刷

平成十四年十二月二日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局